

環境報告書ガイドライン（2000年度版）

～環境報告書作成のための手引き～

平成13年2月

環 境 省

目 次

序 章	ガイドラインの発行に当たって	1
1.	ガイドラインの発行の趣旨	1
2.	環境報告書の現状	5
第1章	環境報告書をなぜ作るのか	8
1.	環境報告書作成・公表の必要性和メリット	8
2.	環境報告書の受け手と利害関係者	10
3.	環境報告書の対象範囲と公表媒体	12
4.	中小事業者等における環境報告書	13
第2章	環境報告書のあり方	16
1.	報告に当たっての基本的要件	16
2.	報告に当たっての原則	17
3.	環境報告書の信頼性の確保に向けての仕組み	20
4.	環境パフォーマンス指標について	22
5.	環境会計情報について	23
第3章	環境報告書に何を記載するか	26
1.	環境報告書の全体構成	26
2.	基本的項目	28
3.	環境保全に関する方針、目標及び実績等の総括	30
4.	環境マネジメントに関する状況	33
5.	環境負荷の低減に向けた取組の状況	36
終 章	ガイドラインの継続的改善に向けて	52

資料編

1. 環境にやさしい企業行動調査結果
2. 環境報告書に関する社会的な動き
3. 第三者レビューの現状と課題
4. 環境レポート大賞
5. 環境報告書に関する情報入手先
6. 環境活動評価プログラム概要
7. 環境カウンセラー登録制度
8. 環境報告書の作成手順の一例

序 章 ガイドラインの発行に当たって

1. ガイドラインの発行の趣旨

1) 背景

21世紀において私たちは、現行の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを変革し、持続可能な環境保全型の社会を構築していかなければなりません。そのためには社会経済活動の中に占める地位が極めて大きい事業者の、自主的、積極的な取組が必要不可欠となっています。

また、事業者にとって、より少ない資源・エネルギー消費と廃棄物等の排出により、より質の高い事業活動を行っていくことや、新しい環境配慮型の製品やサービスを提供していくことなどは、経営にとってもメリットをもたらすものとなってきています。

事業者が環境保全への取組を行っていくためには、自らが発生させている環境負荷の低減に向けた方針や計画等を作成し推進するための仕組み（環境マネジメントシステム）の構築、環境負荷の低減のための具体的取組の成果（環境パフォーマンス）を把握・評価するプロセスの整備や指標の選択が必要となります。

既に環境マネジメントシステムについては、1996年にISO（国際標準化機構）がISO14001（JIS Q 14001）（環境マネジメントシステム - 仕様及び利用の手引）を発行し、我が国においても、多くの事業者がその認証を取得しています（2000年12月末で5,222件）。環境パフォーマンス評価のプロセスについては、1999年にISO14031（JIS Q 14031）（環境パフォーマンス評価 - 指針）が発行されています。

また、環境省では、環境パフォーマンス指標の共通の枠組みを示すこと等を目的として「事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）」をとりまとめて公表するとともに、事業者の環境保全への取組に係るコストと効果を定量的に評価するための枠組みの一つとして「環境会計システムの導入に向けたガイドライン（2000年版）」をとりまとめて公表しています。

そして近年、事業者は環境に関する情報を公開していく社会的責務があるとの考え方が広まりつつあり、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンスの状況や、環境会計情報等を取りまとめた環境報告書を作成して広く社会に公表し、消費者、投資家、取引先、地域住民等の利害関係者（ステークホルダー）との環境コミュニケーションを行っていくことの重要性が高まってきています。積極的な環境コミュニケーションは、事業者が事業活動を自ら改善していくとともに、環境保全に積極的な事業者が適切に評価され、社会からの信頼を勝ち得ていくことに大きく役立つと考えられます。

しかしながら、環境報告書の作成の取組は、一部の大手事業者に先進的なものが見られる他は緒についたばかりであり、作成に当たっての原則や記載することが必要と考えられる項目等をわかりやすく、かつ、適切に示していくガイドラインが求められています。このため、環境庁では、1997年6月に『環境報告書作成ガイドライン～よくわかる環境報告書の作り方』を策定し、環境報告書の普及を図ってきたところです。

しかしここ数年、環境報告書を作成・公表する事業者が急速に増加し、また、内容面での進展も見られてきました。さらに、環境報告書をベースとして事業者の環境パフォーマンスを第三者が評価する動きも始まっています。国際的にも、環境報告書に関して様々なガイドライン等が作成されています。

このような状況を受け、環境省では、この度、より質の高い環境報告書の作成を促すとともに、国際的なガイドラインも十分に参考にしつつ、我が国の状況に適合したわかりやすい環境報告書のガイドラインを策定することを目的として、1997年のガイドラインの全面改訂を行いました。改訂に当たっては、2000年9月に「環境報告書作成ガイドライン改訂検討会」を設置し、合計4回の会合を重ねて、ガイドラインの内容を検討してきました。

2) 環境報告書ガイドラインの目的と内容

このガイドラインは、環境報告書に係る国内外の最新の動向を踏まえ、その望ましいと思われる方向及び内容を取りまとめ、環境報告書を作成・公表しようと考えている事業者の方々はもとより、既に環境報告書を作成・公表している事業者の方々にも、実務的な手引きとなるよう作成したものです。

初めて環境報告書の作成に取り組む事業者にあつては、まず第1章の環境報告書の作成の必要性や利害関係者に関する記述、第2章の環境報告の基本的要件や原則などを参考にし、その作成に取り組んでいただき、さらには、環境報告書に必要と考えられる項目等を取りまとめている第3章を踏まえて、その項目や内容を検討していただきたいと思ひます。

既に環境報告書を作成・公表している事業者にあつては、自らの環境報告書をこのガイドラインの項目・内容と比較し、今後の環境報告書の改善、改良の検討に活用していただきたいと思ひます。

第3章の「環境報告書に何を記載するか」では、「環境報告書に必要と考えられる項目」を18項目列挙しています。さらに、各項目の中で、原則として「重要な記載内容」、「業態により重要となる記載内容」及び「可能であれば記載することが望ましい内容」を掲載しています。「重要な記載内容」とは、国内外で既に発行されている環境報告書等のガイドラインで共通して取り上げられている内容であり、また、ステークホルダーからのニーズが高い情報です。「業態により重要となる記載内容」とは、各業種・業態の事業特性に応じて重要と考えられる情報です。「可能であれば記載することが望ましい内容」とは、環境報告書に記載することが必須ではありませんが、環境コミュニケーションのツールあるいは社会的説明責任等の観点から、読者の理解を助け、また、内容の客観性を高めると考えられる情報です。

またこのガイドラインは、環境報告書に必要と考えられる項目や重要な記載内容等を示すとともに、それぞれの項目や内容について、その重要性や記載方法等の解説もしていますので、事業者の利害関係者が、環境報告書を読んだり、分析したりする上での手引きとして活用していただくことも期待しています。

3) ガイドラインの対象

現在、我が国においては、上場企業及び比較的従業員数が多い(500人程度以上)企業・事業者は約6000社ほどありますが、この内、環境報告書を作成・公表している事業者は約300社程度に過ぎないと推定されます。環境報告書は、将来的には、全ての事業者が作成・公表していくことが理想ですが、まずは、資金及び人材が比較的豊富である大手企業が積極的にこのような取組を行っていくことが望まれます。

そこでこのガイドラインでは、ガイドラインに示した項目や内容を盛り込んだ環境報告書を作成する事業者として、当面、上場企業やそれに相当する大規模事業者(従業員数500人程度以上)を想定しています。ただし、環境報告書の作成を始めたばかりの事業者や、中小事業者(工場等のサイト単位を含む)の場合は、このガイドラインを参考に、可能なところから、可能な範囲で段階的に取り組んで行っていただければ良いと考えています。また、環境省では別途、中小事業者が、比較的容易に環境保全への取組と、環境報告書の作成ができるよう、「環境活動評価プログラム(エコアクション2.1)」を策定していますので、こちらも参考にしてください。

4) 創意工夫の勧め～特色ある環境報告書の作成を

環境報告書の意義は、環境コミュニケーションの重要なツールであるとともに、社会に対して自らが発生させた環境負荷についての説明責任を果たすものですから、環境報告書には社会的に記載すべき項目や内容があると考えられます。しかしその一方で、事業者の経営方針や考え方、風土や特徴が反映されるべきものであり、その点では環境報告書の項目や内容、さらには紙媒体だけでなくインターネットなどの活用も含めた公表の方法等について、各事業者の「創意工夫」が求められるものでもあります。優れた環境報告書とは、この二つの点を同時に満たしたものであり、各事業者の創意工夫が大切です。このガイドラインの趣旨を踏まえた上で、各事業者の特色が反映された環境報告書を作成・公表していただければ幸いです。

このガイドラインの普及状況を確認し、内容の継続的改善を図っていくため、このガイドラインを参考に環境報告書を作成した場合には、環境報告書にその旨を明記していただくことを希望しています。ただし、その場合、環境報告書の作成を始めたばかりの事業者にとっては、ガイドラインで示した項目等の全てを記載することは難しい場合もあると思います。そのような場合でも、記載できなかった「環境報告書に必要と考えられる項目」(27～28頁にある18項目)については、原則としてその理由も含めて明記してください。なお、この場合は、今後、段階的に環境報告書の記載内容を充実させていく旨を明記することが望まれます。

環境省 環境報告書作成ガイドライン改訂検討会委員

- (座長) 河野 正男：横浜国立大学 大学院国際社会科学研究科教授
乙間 末廣：環境省国立環境研究所 社会環境システム部環境計画研究室長
兼先 伸和：日産自動車（株） 環境・安全技術部課長
倉阪 智子：公認会計士
倉阪 秀史：千葉大学 法経学部助教授 / 財団法人地球環境戦略研究機関客員研究員
國部 克彦：神戸大学 大学院経営学研究科助教授
後藤 敏彦：環境監査研究会 代表幹事 / G R I (グローバル・リポーター・イニシアティブ) 運営委員
小林 珠江：(株)西友 環境対策室長
駒谷 進：キリンビール（株） 社会環境部長
多田 博之：ソニー（株） 社会環境部企画室長
筑紫みずえ：(株)グッドバンカー 代表取締役
横山 宏：(株)日立製作所 環境本部社会環境センタ長

- (事務局) 環境省 総合環境政策局 環境経済課
(株)エコマネジメント研究所

2 . 環境報告書の現状

1) 環境報告書の作成・公表の取組の広がり

環境報告書を作成・公表する事業者数は、国内外において増加傾向にあり、上場企業の 15 % 以上が、環境報告書を作成・公表しています。その目的は、情報提供等の社会的責任、自社の環境保全への取組のPR、環境コミュニケーションの推進、社員教育などとなっています。

環境庁が実施している「環境にやさしい企業行動調査」の平成 11 年度の結果によれば、環境に関するデータ、取組等の情報を公開している企業は、上場企業で 40.9 %、非上場企業で 25.8 % でした。これは、10 年度の結果と比べると、上場企業で 5.2 ポイント増加しています。

その情報公開の方法としては、インターネットのホームページや環境に関するパンフレット、さらには環境報告書など様々な方法があり、特に環境報告書は、上場企業の 15 % 以上が作成・公表しており、近年、このような取組を行う事業者が大きく増加しつつあります。

また、環境報告書の作成・公表の目的は、「情報提供等の社会的責任」、「自社における環境に関する取組のPRのため」、「利害関係者とのコミュニケーションのため」、「社員等への環境に関する教育のため」などが挙げられています。

2) 環境報告書に関する社会的な動き

環境報告書は、環境コミュニケーションのツール、あるいは事業者評価に当たっての基礎情報、さらには事業者自身の環境保全活動推進のツールなど、多くの機能があります。そのため、この「環境報告書」を一つの鍵として、環境会計、エコファンド、環境報告書の第三者レビューなど、様々な社会的な動きが起こってきています。

環境報告書のガイドライン

環境報告書のガイドラインの例として、国際的には CERES(Coalition for Environmentally Responsible Economies)、PERI(Public Environmental Reporting Initiative)、UNEP (United Nations Environment Programme)、WICE(World Industry Council for theEnvironment)等が発行したものが 있습니다。また、1997 年からは、GRI(Global Reporting Initiative)において、各種ガイドラインを統合しグローバルスタンダードを作成していこうとする取組が進められており、その成果は、2000 年 6 月に「持続可能性報告のガイドライン(2000 年版)」として公表されています。

我が国においては、1997 年に環境庁発行の「環境報告書作成ガイドライン」が最初のものであります。

なお、オランダ、デンマーク等では、環境報告書の作成を義務づける制度が設けられており、また、EUでは、環境報告書の作成・公表も盛り込んだ、環境管理監査制度(EMAS)が実施されています。

優れた環境報告書の表彰制度

優れた環境報告書に対する表彰は、欧米をはじめ多くの国で実施されていて、1997年には、イギリスのACCA（公認会計士勅許協会）の呼びかけにより欧州環境報告書賞が創設され、現在、イギリス、デンマーク、オランダ、ベルギー、フランス、ドイツ等の12カ国が参加する制度となっています。

我が国でも、（財）地球・人間環境フォーラム及び（社）全国環境保全推進連合会の共催（環境省等が後援）による「環境レポート大賞」が1997年より、東洋経済新報社及びグリーンリポーティングフォーラム（民間団体）の共催による「環境報告書賞（グリーン・リポーティング・アワード）」が1998年より、それぞれ実施されており、優れた環境報告書を社会的に評価しようという動きが広がってきています。

環境報告書の関係者による交流の広がり

1998年6月に、環境報告書等による環境コミュニケーションの発展を図ることを目的として、幅広い事業者、NGO、学識経験者等によるネットワーク組織「環境報告書ネットワーク（NER）」が設立されており、研究会やシンポジウムの開催等の活動を実施しています。また、環境省やその他の各種団体においても環境報告書等に関するシンポジウム等が数多く実施されており、このような環境報告書に係わる関係者による交流の輪、ネットワークが拡大しつつあります。

環境会計の取組の広がり

近年、いわゆる「環境会計」の実施を試み、これを環境報告書に記載する事業者が急速に増加しています。「環境会計」は、環境保全への取組を貨幣単位等により定量的に評価するための枠組みの一つであり、環境保全への取組状況を利害関係者に示す手法の一つとしても重要と考えられています。

環境会計については、環境省の「環境会計システムの確立に関する検討会」（座長：河野正男 横浜国立大学大学院国際社会科学部教授）において、2000年5月に「環境会計システムの導入のためのガイドライン（2000年版）」がとりまとめられ発表されています。

環境報告書をベースにした事業者評価、エコファンドの広がり

環境報告書等により公表された事業者の環境情報などをもとに、事業者の環境保全への取組状況を評価する、いわゆる「環境格付け」の動きが国際的に広がりつつあり、既に欧米では複数の格付け機関が活動を行っていて、その中で日本企業が格付けされる例も増えつつあります。我が国においても、民間の研究機関や大学、新聞社等において、事業者の環境保全への取組状況を調査し、その結果を評価して公表する事例が出てきています。

また、環境保全への取組を熱心に行っていると考えられる事業者の株式に投資する、いわゆる「エコファンド」が、1999年秋より相次いで発売され、大きな人気を博しています。この投資先の事業者の選定に当たっては、環境報告書に記載されている情報も勘案されています。

環境報告書の第三者レビューの取組の広がり

環境報告書によるコミュニケーションを有効なものとする上で、その信頼性を確保し向上させることが重要であると考えられています。そのためには、まず、個々の事業者が、事実に基づく適正な記述を行うことが基本ですが、より一層、環境報告書の信頼性を高めるために、第三者によるレビュー（検証）等を受ける事業者が国内外で増えつつあります。同時に、その公平・公正な実施方法等について、検討が必要であるとの意見も高まってきています。

環境パフォーマンス評価の指標の検討

環境報告書には、環境への負荷や対策の状況（環境パフォーマンス）を表すため、例えば、CO₂排出量、廃棄物発生量、リサイクル率など様々な指標が盛り込まれています。どのような指標を選択し、どのような形で表現するかについては、環境報告書において事業者が、事業の特性等に応じて重要な面が適切に表現されるよう工夫することが重要ですが、一方、事業者によって、指標の項目や算出方法に基本的な整合性もなく「バラバラ」といった状態になれば、相互の比較が不可能になるおそれもあります。

このため、環境省では、2000年5月に「事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会（座長：山本良一 東京大学国際・産学共同研究センター教授）」を発足させ、その審議を経て、「事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）」を発行しています。これをもとに、本ガイドラインの第3章第4節及び第5節の内容は作成されています。

第1章 環境報告書をなぜ作るのか

1. 環境報告書作成・公表の必要性和メリット

1) 事業者が社会に対して開いた窓

～環境コミュニケーション・ツールとしての環境報告書

環境報告書は、「事業者が、社会に対して開いた窓であり、環境コミュニケーションの重要なツールである」ということができます。外部の利害関係者は、その窓を通して、その事業者が環境問題についてどのように考え、どう対応しようとしているのかを知ることができます。また、事業者はその窓を通して、第三者が、事業者に何を求め、どう感じているのかを知ることができます。

事業者が環境保全への取組の状況を広く社会に公表することにより、その事業者に対する理解を深めてもらい、さらには双方向のコミュニケーションを図ることにより、社会的な信用を得ていくこともできます。環境報告書は、事業者がこのような環境コミュニケーションを行っていく場合の重要なツールとなります。

そして、環境報告書という窓を、小さく開けるのか、それとも大きく開けるのか。どんなデザインにするのか。窓辺をどう飾るのか、それら全てについて、事業者自身の判断が求められています。外部の第三者は、そのような情報を組み合わせて事業者を知り、理解することになるため、環境報告書には、その事業者自身の特色が正しく反映されるべきものです。

また、環境報告書は、環境コミュニケーションのツールですから、外部の利害関係者からの問い合わせ等への適切な対応や、双方向コミュニケーションのための工夫が必要となります。

「環境報告書」と言う場合には、**当該事業者の環境問題に関する考え方、取組内容、取組実績等、さらには将来の目標等が体系的に取りまとめられたもので、これらを公表し、誓約することにより、広く社会との環境コミュニケーションを行う意図が明確化されていることが必要**です。

2) 社会的な説明責任としての環境報告書

社会経済活動の主要な部分を占める事業者は、その事業活動を通じて大きな環境負荷を発生させています。そのため人類共有の財産である「環境」について、どのような環境負荷を発生させ、これをどのように低減しようとしているのか、どのように環境保全への取組を行っているのかなどを、公表・説明する責任（アカウンタビリティ）があると考えられます。

また、製品やサービスの選択、投資先等の選択、さらには事業者評価等において、事業者の環境情報が必要不可欠の要素となってきました。

これらの点から事業者には環境問題に関する「社会的な説明責任がある」と言えます。

現在の社会経済活動の中で、事業者の占める地位は極めて大きく、消費者、投資家、取引先などの利害関係者は、その製品やサービスの選択、投資先の選定、さらには事業者の評価等に当たって、事業者の活動に伴う環境負荷の実態、環境保全への取組状況、環境技術の研究開発状況、環境リス

ク管理の状況等の、事業者の環境情報を必要としています。

また、地域住民や地方公共団体等は、当該地域に立地する事業者により、場合によっては、環境保全上の支障を受ける可能性があるため、やはり事業者の環境情報を必要としています。

これらの点から**事業者は環境報告書を作成し、公表する社会的な説明責任があると考えられます。**

3) 事業者自身の環境保全活動推進のツールとしての環境報告書

事業者が環境報告書を作成し、公表することは、外部的な効果やメリットだけでなく、事業者内部においても、様々な、かつ大きな効果やメリットをもたらす、事業者の環境保全への取組そのものを推進することに役立ちます。

事業者が環境報告書を作成し、公表するという事は、第一に、環境負荷の実態や環境保全への取組の状況を外部に報告することにより、事業者自身が、報告の内容を充実すべく、環境保全への取組の内容やレベルを自主的に高める効果が期待されます。また、社内的に環境情報の収集システムが整備され、環境保全に関する方針、目標、行動計画等を見直したり、新たに策定する契機になるとも考えられます。

第二に、自らの企業等がどのような環境保全への取組を行っているのかについて、その詳細までは知らない従業員も多いと考えられます。自らの取組内容を従業員に理解してもらい、その環境意識を高めるために、環境報告書は従業員研修のツールとしても活用できます。さらには自らの企業等の環境保全への取組を知るとともに、環境保全への取組を通じて従業員自身が、自社に誇りを持つことにつながると考えられます。また、環境報告書に経営者の緒言等を記載することにより、経営者自身の意識付けも期待できます。

第三に、グリーン購入が進展するとともに、取引先の選定等に際して、事業者の環境保全への取組状況についての情報を求められることが多くなると予想されますが、環境報告書はその際の説明資料として使用できます。

このように環境報告書を作成し、公表することは、その事業者自身の環境保全への取組を推進するとともに、従業員の意識を高めるなど、様々な効果やメリットをもたらします。

4) 環境保全型社会構築のための重要なツールとしての環境報告書

環境報告書の作成・公表の取組を普及することは社会的にも大きな意義があり、以下の4つの観点で、自主的な環境保全活動を推進するための重要なツールとして位置付けられます。

第一に、環境報告書により、事業者の取組の目標と状況が公表されることにより、事業者が社会的に環境保全への取組の方針や目標を誓約し、社会がその状況を評価するいわゆるプレッジ・アンド・レビューの効果が働き、取組がより着実に進められることが期待されます。

第二に、今後、様々な利害関係者が環境報告書に記載された環境情報を、事業者や製品・サービス選択の判断材料とするようになれば、積極的な取組を進めた事業者が正当に評価されるようになり、いわば市場原理の中で公正かつ効果的に取組が進展することも期待されます。特に、製品・サービス市場における情報媒体としては環境ラベルが主たる役割を果たし得るのに対して、証券等の

資本市場や雇用市場における情報媒体として、環境報告書が重要な役割を果たす可能性があります。こうした効果は、エコファンドの普及が進む中で、次第に現実のものとなりつつあります。

第三に、環境報告書の作成に当たって、いい意味で外部の目や同業他社との比較を意識し、より前向きに取組を行っていくことは、環境保全に向けて社会全体の取組が進展することにつながると考えられます。

第四に、幅広い関係者の間で「環境コミュニケーション」が進むことにより、社会全体の環境意識が向上するとともに、各主体の取組の状況と課題についての認識が深まれば、それぞれの役割に応じたパートナーシップの下で社会全体での取組のレベルアップに役立つことが期待されます。

2．環境報告書の受け手と利害関係者

環境報告書は、事業者が社会との間で行う環境コミュニケーションの重要なツールであり、その読者＝受け手は様々に考えられます。環境報告書の主な受け手がどのような人々で、どのような情報を知ろうとしているかがわかれば、それに合った環境報告書を作成することができます。また、社会が複雑化する中で、その事業者、あるいは事業活動に何らかの利害を有する利害関係者＝ステークホルダーという概念が広がりつつあり、よりポジティブに事業者の環境情報を求める声も高くなってきています。

環境報告書を、誰をターゲットとして作るかは、事業者の判断によって決められるものであり、事業者の業種等の特性や方針により様々な考え方が有り得ます。例えば、国際的企業が主として投資家をターゲットとして作成する場合、大組織を擁する事業者が従業員への環境教育を主たる狙いとして作成する場合、流通等消費者との関わりの深い事業者が消費者を重視して作成する場合、製造事業者が製品のユーザーを重視して作成する場合、工場・事業所等において地域住民や行政を重視して作成する場合などが考えられます。また、マスコミ等のコミュニケーションの媒介者を重視する場合も考えられます。

以上のように環境報告書の受け手は、消費者や生活者、株主や金融機関、投資家、取引先、学識経験者や環境NGO、消費者団体、さらには地域住民や行政と様々な主体が考えられます。また、環境報告書は、外部の利害関係者に向けてのみ作成されているのではなく、その事業者の社員、従業員やその家族なども重要な環境報告書の受け手であると言えるでしょう。

そして環境報告書に求められる情報の内容や質は、様々なターゲットにより異なってきます。投資家や研究機関、マスコミ等一定の知識を有する者を重視して環境報告書に盛り込む情報量を優先すべきか、それとも消費者を重視して環境報告書のわかりやすさを優先するべきかといった点は議論となるところです。幅広い利害関係者をカバーするには、情報を整理・解釈してわかりやすく伝えるNGO、研究機関、マスコミ等の役割も重要と考えられます。また、環境報告書にはある程度豊富な情報を盛り込むと同時に、特に消費者に向けてよりわかりやすい環境パンフレットなどのコミュニケーションツールを用意するといった、重層的なアプローチも考えられます。

例えば環境報告書とは別に、一般消費者向けに環境保全への取組を紹介した環境パンフレットやリーフレットを作成したり、アニュアル・レポートや就職案内に、環境保全への取組を紹介するページを設けたり、あるいは関連会社や工場単位でサイト環境レポートを作成したりと、様々な取組

が行われています。また、インターネットのホームページ上に、環境報告書の全文を記載したり、より詳しい詳細なデータを記載したりするなどの工夫も行われています。さらには、環境保全への取組状況を、新聞や雑誌、テレビなどを利用して環境広告という形でアピールする事業者も増えつつあります。

いずれにしても、どのような受け手や利害関係者を主に想定して環境報告書を作成するのかを、あるいは全ての主体を対象として網羅的な環境報告書を作成するのか等を十分に検討することが大切です。本ガイドラインは基本的に想定される主な受け手や利害関係者等の全てを念頭において編集しましたが、以下に考えられる主な受け手や利害関係者について挙げました（順不同）。

消費者、生活者

まず、消費者や生活者が考えられます。環境問題の深刻化に伴い、消費者の環境に対する意識は高まりつつあり、それが徐々に製品やサービスを選択する際の判断材料の一つになってきています。例えば、省エネや燃費を考慮しない家電製品や自動車の選択は、今やほとんど考えられません。廃棄物となりにくい包装や製品を求める動きも生まれつつあります。

そして少なくとも、環境問題に真摯に取り組む姿勢は、その事業者に対する信頼感につながり、売り上げにも影響を与えることとなります。

株主、金融機関、投資家

株主や金融機関、投資家も、今や環境報告書の受け手となりつつあります。既に欧米では、事業者の環境問題への取組状況を、投資や融資の際の判断材料の一つとして考えることが一般化しつつあります。つまり、環境問題により熱心に取り組んでいる事業者を支援していきたいということや、環境問題への対応の如何が事業者の今後の業績を左右することがあるとの考えに基づくものであり、既にエコファンドという形で姿を現しつつあります。今後は、事業者の環境格付けなどにも環境報告書は使われていくこととなります。

取引先

取引先からも環境報告書等の提出を求められることが出てくるでしょう。欧米では ISO14001 の環境マネジメントシステム規格の認証取得を取引の条件とする事業者が出てきています。日本においても、環境問題に適正に取り組むことを取引の条件の一つとする動きが強まっています。つまり、取引先の技術、財務状況、製品等の品質に加えて、環境保全への取組も含めて総合的に取引先を選択していこうということです。

学識経験者、環境 N G O、消費者団体

学識経験者や環境 N G O、消費者団体も、環境報告書の受け手の一つであると言ってよいでしょう。これらの団体等は環境問題に関するオピニオンリーダーとしての役割を果たしており、一般の消費者やマスコミに強い影響力を持っています。また、環境報告書や事業者の取組を比較し、その結果を発表したり、出版したりすることも考えられます。

地域住民

工場や店舗、事業所周辺の住民も環境報告書の受け手の一つです。地域住民は、工場等におい

てどのような環境保全への取組が行われているか、特に公害防止の対策や環境事故の未然防止対策等がどのように行われているかについて、関心を持っています。

この点から、環境情報の公開、環境コミュニケーションの推進は、工場等自身が地域住民に信頼され、ともに発展していく上で大きな役割を果たすと考えられます。また、後述するサイト環境レポートの作成及び公表も必要に応じて推進していくべきと思われます。

行政

行政も環境報告書の受け手の一つです。平成 10 年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」や平成 11 年に制定された「P R T R 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）」等においては、事業者の取組内容を公表することそのものに効果を認めており、法体系の中で、情報開示が重要な政策手法として位置づけられ始めています。

また、地方公共団体においても、地域の環境基本計画や地球温暖化対策行動計画等の中で、地域の事業者を計画の主要な対象として事業者の自主的な取組を促進し、その事業活動における環境負荷の低減を図ろうとしています。そして優良な事業者を積極的に支援するために、環境活動評価プログラムや環境報告書等を活用していこうとしています。また、グリーン購入の進展により、入札参加や事業発注の条件の一つとして、環境報告書の作成・公表を求めていくことも予想されます。

さらに、行政自身も、積極的に環境保全の取組を進めるための率先実行計画を策定したり、ISO14001 の認証を取得する動きが広がってきており、さらには、行政自らも環境保全への取組等についての環境報告書を作成・公表する先駆的な取組が始まっています。

社員、従業員及びその家族

社員や従業員及びその家族も環境報告書の受け手の一つです。前述したように優秀な社員を雇用したり、社員の志気を向上させ、自らの企業に対する誇りを養うためには、自らの企業の環境への取組に関する姿勢を示し、理解を得ることが重要となります。その際、環境報告書は有効なツールの一つとなります。さらに今後は、優秀な社員を雇用するに当たっても、環境問題に対する姿勢が問われてくるでしょう。

3 . 環境報告書の対象範囲と公表媒体

環境報告書の作成・公表に当たっては、組織のどの範囲を対象とするのか、どのような媒体でどのような内容を公表するのかを十分に検討することが望まれます。

誰を対象として環境報告書を作成し、公表するかという点に関連して、組織のどの範囲を対象に環境報告書を作成するかについても、様々な場合が想定されます。基本的に、それぞれの事業者において、何を目的とし、誰をターゲットと考えるかに応じて決めていくことが必要です。

具体的には、大別して、事業者組織全体（法人単位又は企業グループ単位）を対象とする場合と個別の工場・事業所を対象とする場合とがあると考えられます。

前者では、投資家、消費者等が主たる受け手として想定されるのに対して、後者では、地域住民、地方公共団体等が想定されます。

事業者の中には、その事業活動を一法人のみで行っているのではなく、国内外の子会社等への生産移転や運送委託等をしているものが多いのが現状です。したがって、当該事業者の事業活動から生じる環境負荷の実態を正確、公正に示すためには、子会社等も含めた組織全体の環境情報を公表することが必要です。組織の範囲・境界は、データ集計に要する負担や他社との比較評価の行いやすさ等を勘案して、実態を踏まえて定めるべきですが、最終的には、連結財務会計の集計範囲と、環境報告書の範囲を極力一致させていくことが望まれます。

また、どのような媒体を利用して環境報告書を公表するかについても検討が必要です。既存の環境報告書のほとんどは、紙媒体に印刷された冊子という形式を取っておりますが、紙媒体は読みやすいという大きな利点があります。また、紙媒体のみならず、インターネットのホームページ上で、環境報告書を公表する事業者も増えつつありますが、インターネットは、情報の更新を適宜行えるという長所があります。紙媒体の環境報告書と同一の内容を掲載するのが原則ですが、紙媒体に記載できなかったより詳細な内容をインターネット上で掲載することも合理的です。今後、公表媒体毎にその特性を踏まえ、公表する環境情報の内容にも工夫を図ることが必要と考えられます。

4 . 中小事業者等における環境報告書

1) 環境活動評価プログラムと環境行動計画 ~ 中小事業者の環境報告書

環境省では、1996年より、中小事業者等の幅広い事業者に対して環境マネジメントの簡易な手法を提供する目的で、「環境活動評価プログラム - エコアクション21 - 」の普及を推進しています。「環境行動計画」とは、環境省がこのプログラムの中で、事業者に作成・公表を呼びかけているもので、中小事業者レベルでの環境報告書と言えるものです。

環境活動評価プログラムは、中小事業者でも、簡易な方法により環境保全への具体的な取組を展開でき、かつその結果を「環境行動計画」として取りまとめて、公表できるように工夫されています。

具体的には、事業活動に伴う環境への負荷を簡易な方法により把握するとともに、環境保全への具体的な取組についてチェックリストに基づき自己チェックをします。さらに、この自己チェックの結果をベースに、取組目標や具体的な取組内容を定めた「環境行動計画」を作成することができます。環境活動評価プログラムを実施した事業者は、プログラム事務局に参加登録ができ、さらに「環境行動計画」を届け出ることもできます。これにより、環境保全の取組を行っていることを広く社会にアピールすることができます。

このように「環境活動評価プログラム」は、事業者が自主的に「環境との関わりに気づき、目標を持ち、行動する」ことを促し、環境保全への取組のための計画づくりとその実施を支援するものです。

中小事業者にとっては、この環境活動評価プログラムに基づいて「環境行動計画」の作成にまず取り組んでみることを望まれます。多くの中小事業者にとっては、この環境行動計画を公表すれば、

その規模等から考えて、必要と思われる環境報告書のレベルを十分に満たしていると考えられます。そして、環境活動評価プログラムによる取組を数年間続けた上で、さらに取組そのものや公表の内容などを高めたいと考えた場合は、このガイドラインに基づいた環境報告書の作成・公表に取り組んでいただければと思います。

また、前述の「環境レポート大賞」の表彰制度においては、このような中小事業者の環境行動計画の作成・公表を支援するため、環境行動計画部門を設けており、優秀な環境行動計画には環境庁長官賞などが授与されています。（環境活動評価プログラムの入手方法等については資料編を参照してください。）

2) サイト単位の環境報告書～サイト環境レポート

親会社や本社における環境報告書の作成・公表の取組にあわせ、また、ISO14001 の認証取得に伴い環境コミュニケーションを推進するため、関連事業者（子会社等）や工場・事業所単位でも環境報告書を作成・公表する取組が広がりつつあります。このような環境報告書を「サイト環境レポート」と呼んでいます。

近年、親会社や本社における環境報告書の作成・公表の取組にあわせ、関連事業者（子会社等）や、工場・事業所単位でも環境報告書を作成・公表する取組が広がりつつあります。また、ISO14001（環境マネジメントシステム）の認証を取得する事業所等が増えていますが、この認証取得に当たり、環境方針を自主的に公開し、利害関係者との環境コミュニケーションを図る事業者も増えてきています。そして単に環境方針を公開するだけでなく、環境目的や環境目標、さらには取組の結果などを取りまとめたレポートを作成・公表する事業所等も出てきています。

このような関連事業者や工場・事業所単位の環境報告書のことを「サイト環境レポート」と呼んでいます。

事業所周辺の地域住民や地方公共団体にとっては、事業所の地球温暖化防止の取組などその事業所を統括する事業者組織全体でどのような環境保全への取組を行っているかということも重要ですが、それ以上に、地域で身近に立地する事業所において、どのような環境保全への取組が行われているかということ、例えば騒音、振動、悪臭や、地域の土壌汚染、大気汚染、水質汚濁等の公害問題への取組等の方が重大な関心事です。さらに「P R T R法」が対象とする化学物質について把握することが求められています。そしてこの法律に基づき、個別事業所の情報も請求によって公開されます。

サイト環境レポートは、地域住民との環境コミュニケーションを図るとともに、事業者組織全体の環境報告書ではカバーしきれない地域レベルの環境問題への取組に特に重点を置いて、簡潔に記述することが必要で、事業所自身が地域住民に信頼され、「我が町の事業所」として存在していくために大きな役割を果たすと言えます。このように、サイト環境レポートは、事業者組織全体の環境報告書とは記載すべき項目や内容が異なる部分があり、サイトの特徴を明らかにする内容とすることが求められます。サイト環境レポートにおいて記載することが望ましい項目や内容については、第3章「環境報告書に何を記載するか」第5節「環境負荷低減に向けた取組の状況」の中の表において、「組織全体又は個別事業所の別」の欄に『個別事業所』として取りまとめています。

今後、本ガイドラインを参考に、サイト環境レポートを作成・公表する取組が広がっていくこと

を期待しております。

コラム～環境報告書の作成に当たっての留意点～

環境報告書を作成する際に留意しなければならない点はいくつもありますが、最も重要なことは、第一にどんな形式や内容でも、とにかくまず作成してみることに、第二に、見栄えよりも情報の内容を充実させることです。最初からお金をかけたものを作成しようとはせず、数年をかけて、段階的にその質を高めていくことが大切です。

まず、作成してみることに重要

環境報告書を作成する際に、まず誰でも行うことは、大企業や同業他社の環境報告書を取り寄せ、それを参考にすることです。大企業の環境報告書を見ると、ページ数も多く、フルカラーで、内容も充実していて、それに圧倒されてしまい、「こんな立派な環境報告書は作れない」「カラーの環境報告書でないと恥ずかしい」「こんなすごい環境報告書を作成する予算はない」などと思われるかもしれませんが。

しかし、考えていただきたいのは、優れた環境報告書とは、フルカラーでページ数が多い報告書ではなく、必要な情報が充実している報告書であるということです。また、優れた環境報告書を作成し、公表している事業者であっても、いきなり現在のような環境報告書を作成できたわけではありません。いずれの事業者も最初は簡単な環境報告書から出発しているのです。

重要なことは、まずは環境報告書を発行しているか、していないかということであり、次に内容の充実を図ることです。このガイドラインを参考にして、まずは作成してみることに先決です。とにかく最初は、安易に外部の業者に頼らず、自らパソコンやワープロを使用して、作成に取りかかってみることが大切です。

環境報告書は段階的に良くし、対象範囲を拡大していくことが重要

環境報告書を作成する際には、まずは可能な組織や分野から作成していくことが重要です。具体的には、本社や主要な事業場を最初の対象組織とし、取り扱う項目や内容も省エネルギーや省資源、廃棄物の削減、リサイクルなどといったところから始めるのがよいでしょう。ISO14001を取得しているのであれば、環境方針や目標とその実績の報告から始めるのもいい方法です。いずれにしろ、対象組織や分野を徐々に拡大し、これと並行して項目や内容の充実を図っていき、数年計画で段階的に良くしていくことをお勧めします。

自らの事業者の特色を適切に表す環境報告書の作成を心がける

環境報告書は、事業者自身の特色が適切に反映されたものであることが重要です。そのためには当該事業者がどのような事業活動を行っているのかが説明されていることが必要です。環境分野だけでなく、全社的な社是や方針などを記載することは望ましく、事業の特性に応じた内容、その事業の特性に応じた重要な環境負荷の実態や、環境保全への取組に関する情報が適切に記載されていることが重要です。

情報の内容を重視する

見栄えを第一に重視して作成された環境報告書は、環境報告書ではなく、単なる事業者PRのためのパンフレットに過ぎません。確かに「見やすい」、「読みやすい」、「わかりやすい」ということは環境報告書の作成に当たっての重要なポイントですが、だからといって環境報告書作成の請負会社に頼りすぎることは問題があると言えます。その事業者の特性を踏まえて、当然必要と思われる項目や取組の内容が適切に記載されているかどうか、最も重要なことです。言い換えれば、環境保全への取組に消極的な事業者は、内容の濃い環境報告書は作れないということです。

環境報告書は、事業者の環境問題に関する考え方、取組内容、取組実績等、さらには将来の目標等が体系的にとりまとめられているものであるということを忘れないでください。環境報告書は環境コミュニケーションのツールであって、環境保全への取組が適切に推進されることが何よりも重要なのです。

第2章 環境報告書のあり方

1. 報告に当たっての基本的要件

環境報告書を作成するに当たっては、まず環境報告書の対象とする組織、期間、対象分野などの基本的な要件を明確にし、かつ、環境報告書にこのことを明記することが必要です。

1) 対象組織の明確化

環境報告書で対象とする組織の範囲を明確に定義することが必要です。

具体的には会社単独なのか、連結対象企業やグループ企業も含めるのか、日本国内に立地する事業所のみを対象とするのか、海外の事業所までも含めるのか等が問題となります。

また、これまで公表された環境報告書をみると、会社概要は単独決算のデータ、環境パフォーマンスは主要事業所のみデータ、環境保全への取組の記述は海外の事業所や子会社での取組も含むといった具合に、その内容によって対象組織の範囲が、環境報告書全体で首尾一貫していない例もみられます。

データ収集の精度や労力の点からやむを得ない面もありますが、環境報告書全体の対象組織を明確にし、内容によりこれと異なる場合は、それぞれにおいて対象範囲を明記することが必要です。その際、組織全体の概要を理解できる図等を用いるとともに、全体の経営戦略や各組織の位置付け等についてもある程度説明等の工夫を行うと、対象組織についての理解を得る手助けになると考えられます。

2) 対象期間の明確化

環境報告書で対象とする期間を明確に定義することが必要です。

第一には、会社概要や財務情報と環境パフォーマンス情報など、環境報告書に記載された各種データの対象期間を可能な限り統一し、もし内容により異なる場合には、その点を明記することが必要です。

第二には、環境報告書に記載されている環境保全への取組の内容の実施時期が、環境報告書の対象期間と一致していることが必要です。しかし、取組の全てが一定期間内で終了するわけではないこと、過去に行った取組であっても現在まで継続して効果を発揮している場合があること、当該年度の取組だけではその事業者の取組全体を適切に紹介することが難しい場合があり、その場合には、異なっている点を明記することが必要です。

3) 対象分野の明確化

環境報告書で対象とする内容の分野を明確に定義することが必要です。

近年、欧米では「環境」問題に限らず、社会的分野、経済的分野等についても報告書の対象分野

として拡大し、これを「持続可能性報告」として普及していこうという動きが強まっています。社会的分野とは、例えば、労働安全衛生、従業員の福利厚生、雇用等に当たっての男女等の平等、バリアフリーへの対応、最低賃金、組合活動の自由度、フィランソロピーなどのことです。また、経済的分野とは、売上高や利益の状況、資産、投資額、賃金、労働生産性、雇用創出効果などのことです。

ただし、社会的分野等に関しては、環境分野とは異なり、どのような項目や内容を、どのように取り扱うか等について、まだ発展途上にあるというのが現状であり、今後、様々な検討が積み重ねられていく必要があります。

しかし、環境対策と労働安全衛生などを一つのセクションで統括している事業者も数多くあり、またこれらの問題はかなり関連性がある場合もあります。本ガイドラインで取り上げる環境報告書の項目や内容は、あくまでも環境保全という観点でのミニマムなレベルのものであり、それぞれの事業者の判断で、社会的分野等へ報告分野を拡大していくことが、望ましいと言えます。

この社会的分野等については、巻末の資料編を参照してください。

2．報告に当たっての原則

環境報告書は、環境コミュニケーションのツール、さらには社会的な説明責任の観点から作成・公表されるものであり、以下に示す6つの原則は、環境報告書を環境コミュニケーションや社会的説明責任のツールとしていく上で必要不可欠なものです。これらの原則に合致しない環境報告書は、環境報告書とは言えず、環境パンフレットの的なものとなってしまいます。

1) 適合性

作成・公表される環境報告書がどのような受け手、利害関係者を対象としているのかによって、環境報告書のあり方は異なってくると考えられます。例えば、消費者や顧客を対象とするのか、投資機関、環境NGO等の専門的知見のある者を対象とするのか、その主たる対象によって報告の内容などが異なってくると考えられます。それぞれの受け手が、その事業者及び環境報告書に対して、どのようなことを期待し、どのような情報を求めているかを、十分に考慮することが必要です。環境報告書はそのような受け手の期待やニーズに適合していることが望まれます。

2) 信頼性

作成・公表した環境報告書が、多くの利害関係者に受け入れられ、信頼を得ることができるかどうかは、当該事業者の環境報告書の作成に対する姿勢にかかっています。

環境報告書の信頼性を高めていくためには、

- ・記述内容に誤りのない、事実に基づいた正確なものであること
- ・当該事業者が行うべきと考えられる環境保全への取組や環境負荷の削減に関して必要かつ実質的な情報が記載され、網羅されていること

- ・環境報告書の受け手の判断や見解に影響を与える可能性がある情報や、社会的に議論となっている問題に関しては、偏見のない、中立的な記述を行うこと
- ・不確実な事実やデータ、将来の予想などについては、読者に誤解を与えない慎重な表現がなされていること

などに配慮することが必要です。

3) 理解容易性

環境報告書の受け手は多種多様であり、環境報告書の作成に当たっては、わかりやすい、かつ誤解のないように配慮することが重要です。

環境報告書において、自社の取組内容のみを記載し、数値データ（実績や目標）や自らの環境負荷の実態についてほとんど記載していないものがあります。事実を正確に伝える上で、数値の記載は極めて重要であり、その数値も指数だけでなく、必ず実数値でも記載すべきです。実数値が記載されていなかったり、指数のみで表現されていたりすると、「実は何もしていないのではないか」または「実際にはもっと多いのではないか」などの無用な誤解を招き、かえって評価を下げるおそれさえあります。さらに、過去数年における経年変化を示すことも理解を深める上では重要です。

その上で、環境報告書はコミュニケーションツールとして、見やすい、わかりやすい、読みやすいものであるとともに、読者が「読んでみたい」と興味を抱くような表現の工夫も大切です。

そのためには、

- ・簡潔な文章と文体を心がける
- ・文章に加え、グラフや写真等を交えて表現する
- ・記載した取組や数値等の意味を適切に説明すること等が望まれます。

また、業界や社内だけで通用するような言い回しや表現、用語は可能な限り避けるべきであり、場合により注釈等を付すことも必要です。

特に、サイト環境レポートについては、地域住民等が必要とする情報に重点を置いて、簡潔に取りまとめることが望まれます。

4) 比較可能性

事業者の事業特性や業態によって環境負荷は異なると考えられますが、環境報告書は、業種の異なる事業者間、同一業種の事業者間での比較が可能であることが望まれます。比較可能でなければ、事業者が他の事業者の取組を参照することができず、また、利害関係者も環境保全に積極的な事業者を選別することが困難となります。

記載するデータの根拠や収集方法、測定方法などを明記すること、本ガイドラインに準拠して環境報告書を作成すること、業界等で合意した共通の手法で環境パフォーマンスに関する情報を測定することなどは、環境報告書の信頼性を高めるとともに、事業者間の比較可能性をも高めることにつながります。

また、記載された情報は、単年度のものだけでなく、当該事業者における経年の変化（少なくとも過去3年から5年程度）を適切に比較できることも必要です。

5) 検証可能性

環境報告書の信頼性を確保していく上で、環境報告書に記載された情報について、客観的な立場から検証可能であることが必要であると考えられます。検証可能であるということは、第一に、環境報告書の記載情報のそれぞれについて、算定方法や集計範囲等が明記されていて、検証可能な形で表示されているということです。第二には、環境報告書の記載情報のそれぞれについて、根拠資料が存在するとともに、その集計システム等が構築されていて、情報の信頼性を第三者が確認する手段があるということです。この場合の第三者とは必ずしも外部の人間だけではなく、企業内部の監査役なども想定されます。第三者による検証については、次節及び巻末の資料編を参照してください。

6) 適時性

環境報告書は一定の期間毎に作成され、当該事業者の環境保全への取組、あるいは環境に関する事故、さらには環境保全への取組の方針や目標の策定や改訂などについて、適切なタイミングで公表されることが重要です。

3 . 環境報告書の信頼性の確保に向けての仕組み

環境報告書は、ただ単に作成し、公表すればいいというものではありません。環境報告書を社会的な責任から作成・公表するに当たっても、環境コミュニケーションのツールとして活用していくに当たっても、その環境報告書が社会に受け入れられ、信頼されるものでなければならないと言えます。そういう意味で、環境報告書の信頼性をどのように確保していくのかは、どのような内容の環境報告書を作成・公表するかということと同様、大変重要です。

環境報告書の信頼性を確保していくためには、以下の例のように様々な手法や仕組みが考えられ、先駆的な事業者によって、既にこれらの取組が始められつつあります。

これらの手法や仕組みのどれに、どのように取り組んでいくかは、事業者の業種、特性及び報告内容等に応じ、事業者自身が判断していくべきものと言えます。

1) 双方向のコミュニケーション手段の確保

環境報告書に関する各種のガイドラインの影響もあり、既にほとんどの環境報告書において、発行年月日、次回発行予定、問い合わせ先等が明記されています。さらに最近発行された報告書では、意見送付用等のアンケート用紙やはがきを添付し、読者からの意見や要望を積極的に聴取するという姿勢を明確に表しているものが増えつつあります。また、インターネット等を利用し、双方向のコミュニケーション手段を確保している事業者も多くなっています。

このように環境報告書における双方向のコミュニケーション手段を確保し、利害関係者の意見や質問等に積極的に対応していくことは、信頼性確保に当たっての最も基本的な手法であると言えます。

また、環境報告書に記載される最終的な情報のみならず、その元となる種々のデータにもアクセスすることが可能であれば、情報全体の信頼性が大いに高まることになるでしょう。こうした手法も今後の検討課題の一つと考えられます。

2) 中立的に定められたガイドラインに則った作成

環境報告書は、個々の事業者が、自らの業種、特性及び対象者等に応じて工夫しながら作成することが重要ですが、一方である程度の共通性、比較可能性も必要であると考えられます。また、報告内容について、その事業の特性に応じた重要な環境負荷の実態や、環境保全への取組状況に関する情報が記載されているなどの網羅性も必要です。

従って、中立的な機関が定めた共通的なガイドラインに準拠して環境報告書を作成し、その旨を明記することは、報告書の比較可能性や網羅性が高まり、信頼性を高めていくことに資すると考えられます。既に、環境庁の環境報告書作成ガイドラインやP E R I、G R I等のガイドラインに則って作成し、これを明記している例が見られます。また、業界として、温室効果ガスの算定についての統一基準や環境会計についてのガイドラインを策定している例も見られます。

本ガイドラインを策定した目的の一つも、本ガイドラインに準拠して環境報告書を作成しその旨

を明記することにより、環境報告書の信頼性を高めていくことにあります。

ただし、信頼性の確保のためには、ガイドラインに準拠したと記述しているにもかかわらず、記載できなかった項目がある場合には、その旨明記することが必要です。

3) 厳格な内部管理の実施とその公表

環境マネジメントシステムや環境情報の収集・管理のシステム、さらには、環境パフォーマンスについて、その内部管理の基準及び内部監査の基準等を厳しく設定して、これに基づいて、内部管理・監査を厳格に実施することが、環境報告書の信頼性の基盤であると考えられます。

さらに、こうした内部管理・監査の基準や監査結果等を環境報告書において公表することにより、環境報告書の信頼性を一層高めることに役立つと考えられます。先駆的な事業者においては、このような取組が始められています。

4) 第三者レビュー

環境報告書について、その信頼性、網羅性等に関し中立的・独立的な第三者による検証や第三者意見表明等の第三者レビューを受けることにより、信頼性を高めることができます。欧米及び我が国の事業者において、このような第三者レビューの様々な取組の事例も増えつつあります。

現在行われている第三者レビューについては、環境報告に記載された「情報の正確性」の審査、環境報告の「報告内容の網羅性」の審査、実際に行われている「対策内容の適切性」の審査及び法律等の遵守状況の審査があります。さらに、実際には、これらが別々に実施されるとは限らず、複数が複合した形で実施される場合もあります。

こうした取組は信頼性を確保するための積極的な試みとして評価されます。しかし、現在行われている第三者レビューでは、「第三者」、「検証」、「監査」、「第三者意見表明」等と様々な用語が用いられていますが、これらの用語の定義は明確にはなされていません。このように、検証等に当たっての基準やガイドライン、さらには第三者レビューを行う組織や人の資質などが曖昧なままで、安易にこのような取組が広がっていくと、かえって社会的な信頼を失っていくおそれもあります。

環境省では、第三者レビューの取組は環境報告書の信頼性を高めていくための重要な手法の一つであると認識しており、今後、この効果と課題等を検討していく予定です。

第三者レビューの詳細については巻末の資料編を参照してください。

4 . 環境パフォーマンス指標について

事業者の自主的な環境保全活動を効果的に進めていくためには、自らが発生させている環境への負荷やそれへの対策の成果（環境パフォーマンス）を的確に把握し、評価していくことが不可欠です。この環境パフォーマンスを測るための指標が「環境パフォーマンス指標」です。事業者が環境保全上適切な環境パフォーマンス指標を選択することにより初めて、実際に意義のある環境保全活動を行うことが可能となります。

環境パフォーマンス指標は、環境保全活動に係る事業者内部における評価や意思決定に資する情報を提供するとともに、環境パフォーマンス情報を環境報告書等により広く一般に開示・提供する際に用いることを目的としています。併せて、利害関係者が事業者の環境保全活動を評価するための情報を提供すること等も目的としています。

このため、環境報告書の作成に当たっては、適切な環境パフォーマンス指標を選択し、記載することが必要です。

環境省では、2000年5月に「事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会（座長：山本良一 東京大学国際・産学共同研究センター教授）」を発足させ、環境パフォーマンス評価の指標の望ましいあり方について調査・検討を進め、2001年2月に「事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）」を発表しています。

この中で環境パフォーマンス指標が備えるべき要件として、以下のものを提示しています。

環境問題の状況や環境政策の動向を踏まえ、組織の重要な環境負荷や取組の状況等を的確に反映するものであること（適合性）。

経年の比較、国内外の同業他社及び他業種との比較、地域及び全国の環境の状況との比較、法令の要求事項との比較等を適宜可能とするものであること（比較可能性）。

その指標に係る情報について、信頼性のおけるものとするため、客観的立場から検証できるものであること（検証可能性）。

組織内部及び利害関係者により理解できるものであること（理解容易性）。

そして、この要件に基づき、環境パフォーマンス指標の枠組み（体系及び分類）を次ページの表のように整理しています。

またこの枠組みに従い、環境パフォーマンス指標を、

- ・ 共通的主要指標（共通コア指標）
- ・ 業態別主要指標（業態別コア指標）
- ・ 事業者選択指標

の3種類の類型に分けています。

本ガイドラインの第3章「環境報告書に何を記載するか」の「4 . 環境マネジメントに関する状況」及び「5 . 環境負荷低減に向けた取組の状況」で取りまとめている環境報告書に記載すべき項目と内容は、上記の「事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）」を基に作成しています。したがって、環境報告書の作成に当たっては、これも参照することが望まれます。

表 環境パフォーマンス指標の枠組み（体系及び分類）

			事業エリア内での環境負荷（事業者が直接的に管理できる環境負荷）	上・下流での環境負荷（事業者が間接的に管理できる環境負荷）	
環境負荷 関連指標 （操業パ フォーマンス指標 （O P I））	インプット	物質	総物質投入量等	購入する製品・サービス等の特性に応じたグリーン購入の指標等	
		エネルギー	総エネルギー消費量等		
		水	水利用量等		
	アウトプット	大気	温室効果ガス、オゾン層破壊物質排出量等		
		水域・土壌	総排水量等		
		廃棄物	総排出量、再使用・再生利用量、最終処分量等		
		製品・サービス等		製品・サービス等の特性に応じた環境負荷の指標（製品群毎のエネルギー消費効率、使用済製品の回収・再生利用量等）	
	輸送		総輸送量、輸送に伴うCO ₂ 排出量等		
	ストック汚染				
	土地利用				
その他環境リスク					
環境マネジメント関連指標（マネジメントパフォーマンス指標（MP情報I））			環境マネジメントシステム、環境適合設計、環境会計、情報開示・コミュニケーション、規制遵守、社会貢献		
経営関連指標			売上高、生産高、生産量、延べ床面積、従業員数 等		

* 環境パフォーマンスと経済パフォーマンスを両立させる、環境負荷の集約度又は環境効率(eco-efficiency)の算出等に使用するため、経営に関する指標も併せて提示されています。

5 . 環境会計情報について

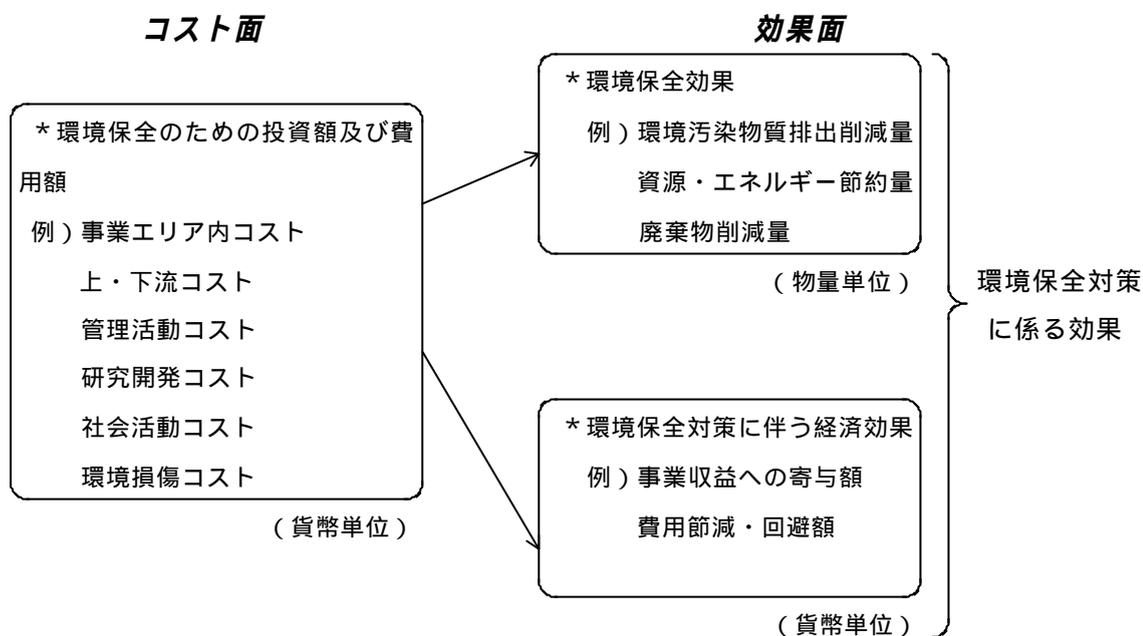
環境会計とは、事業者の環境保全への取組を定量的に評価するための枠組みの一つです。事業者にとって環境会計は、環境マネジメントを進めるに当たって、自らの環境保全への取組をより合理的で効果の高いものにしていくための経営管理上の分析手段となります。一方で、社会的に見ると、環境保全活動に経済的資源が投入されている状況及びそれによる効果を、統一的な枠組みを通じて理解できる有効な情報手段となることから、環境会計情報についての社会的関心が高まっています。

このため、環境会計情報は、環境報告書に必要と考えられる重要な項目の一つとなってきています。

環境省では、「環境会計システムの確立に関する検討会（座長：河野正男 横浜国立大学大学院国際社会科学部教授）」を設置し、環境会計システムのあり方と環境会計ガイドラインのあり方について検討を行い、その成果を『環境会計システムの確立に向けて（2000年報告）』としてと

りまとめ、2000年5月に発表しました。

このうち「環境会計システムの導入のためのガイドライン」では、環境会計の枠組みについて、「環境保全コスト」の各項目と「環境保全効果」とが可能な限り対比できるようにするとともに、「環境保全対策に伴う経済効果」の要素を適切な形で織り込むことにより、全体として環境保全コストとそれに対応する効果がバランスよく表示できるような枠組みを提案しています。



この中で、「環境保全コスト」とは、環境保全のための投資額及び費用額と定義し、個々のコストが環境保全コストに該当するか否かは支出目的を原則とし、把握(測定)方法については直接把握(測定)を原則としていますが、これが難しい場合には、差額の集計、按分集計等、実務的に対応可能な方法を提案しています。

ガイドラインにおける環境保全コストの分類及び具体的分類は以下のとおりです。

生産・サービス活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト
(略称: 事業エリア内コスト)

ここで、事業エリアとは、物流・営業活動を含む事業者が直接的に環境への影響を管理できる領域のことを言います。

生産・サービス活動に伴ってその上流又は下流で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト(略称: 上・下流コスト)

管理活動における環境保全コスト(略称: 管理活動コスト)

研究開発活動における環境保全コスト(略称: 研究開発コスト)

社会活動における環境保全コスト(略称: 社会活動コスト)

環境損傷に対応するコスト(略称: 環境損傷コスト)

また、ガイドラインでは、環境保全対策に係る効果を把握する方法として、

環境負荷量やその増減を把握(測定)する場合に適した「物量単位」

環境保全対策に伴い事業者が得られた事業収益や費用の節減・回避を把握する場合に適した「貨幣単位」

の二つの方法を提案しています。

事業活動による環境負荷を抑制又は回避する「環境保全効果」は、物量単位で把握され、事業者の環境保全対策の費用対効果を検討する際には、まず初めに把握すべき項目です。環境保全コストの項目と可能な限り対応する形で把握（測定）すべきであり、本ガイドラインでは事業エリア内で生じる環境保全効果（事業エリア内効果）、上・下流で生じる環境保全効果（上・下流効果）、その他の効果の三つに分類しています。

また、それぞれの効果について、単純な物量指標による経年変化の表示のみでは事業者の努力の実態を正しく伝えられない場合があります、比較指標の例についても提案しています。

事業収益に貢献する効果を金額ベースで把握する「環境保全対策に伴う経済効果」の算定については、確実な根拠に基づいて算出される経済効果と仮定的な計算に基づく経済効果とに分類しています。ここで、確実な根拠に基づいて算出される経済効果とは、実質的に発生する経済効果であり、環境会計に盛り込むことが望まれますが、仮定的な計算に基づく経済効果については、推定計算を含むため、あえて公表は求めていません（あえて公表する場合には、推定等を行う際の算定根拠を示すこと等が必要です。）。

環境会計情報の公表については、環境会計情報を公表する際の利便性を考えて、環境保全コスト主体型（二種類）、環境保全効果主体型、総合効果対比型の4種類のフォーマットを添付しています。

以上のように、環境報告書に環境会計情報を記載する場合には、この「環境会計システムの導入のためのガイドライン」を参照することが望まれます。これは、環境省のホームページ <http://www.env.go.jp/policy/kaikei/index.html> で閲覧することができます。このホームページには、この他に「環境会計支援システム」、「環境会計ガイドブック」等も掲載されています。

第3章 環境報告書に何を記載するか

1. 環境報告書の全体構成

環境報告書には、「環境報告書に必要と考えられる項目」があります。これは、環境報告書を環境コミュニケーションのツールとし、社会的説明責任を果たす上で不可欠の項目であり、現在発行されている多くの環境報告書で網羅されている項目です。

環境報告書に必要と考えられる項目は、基本的項目、環境保全に関する方針、目標及び実績等の総括、環境マネジメントに関する状況、及び環境負荷の低減に向けた取組の状況の4つに分類されます。各分類の中で環境報告書に必要と考えられる項目は以下の18項目です。

1. 基本的項目

経営責任者の緒言、報告に当たっての基本的要件及び事業概要等で、事業者と社会との環境コミュニケーションのツールとして基礎的な内容です。また、経営責任者の緒言は、単なる挨拶ではなく、社会に対する誓約（Commitment）が含まれていることが必要です。

必要と考えられる項目は次の3項目です。

経営責任者緒言

報告に当たっての基本的要件（対象組織・期間・分野、作成部署・連絡先）

事業概要等

2. 環境保全に関する方針、目標及び実績等の総括

事業者の環境保全の取組について、その方針、目標、計画及び実績等を取りまとめた内容です。目標、計画、実績等については、環境負荷の状況も含めて一覧表等に取りまとめることが適当です。

必要と考えられる項目は以下の3項目です。

環境保全に関する経営方針・考え方

環境保全に関する目標、計画及び実績等の総括

環境会計情報の総括

3. 環境マネジメントに関する状況

環境マネジメントシステム、環境適合設計（DfE）等の研究開発の状況、環境情報開示及び環境コミュニケーションの状況、環境に関する規制遵守の状況、社会貢献活動の状況など、環境マネジメント全般について取りまとめ、それぞれ記載することが必要です。

必要と考えられる項目は以下の5項目です。

環境マネジメントシステムの状況

環境保全のための技術、製品・サービスの環境適合設計（DfE）等の研究開発の状況

環境情報開示、環境コミュニケーションの状況

環境に関する規制遵守の状況

4．環境負荷の低減に向けた取組の状況

事業者が自らの事業活動において環境負荷の低減に向けて取り組んでいる環境パフォーマンスの状況及びその実績を、必要に応じて経年での変化も含めて取りまとめ、それぞれ記載することが必要です。環境報告書の中で情報量としては最も多くなる部分と考えられます。

必要と考えられる項目は以下の7項目です。

環境負荷の全体像（事業活動のライフサイクル全体の把握・評価）

物質・エネルギー等のインプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策

事業エリアの上流（製品・サービス等の購入）での環境負荷の状況及びその低減対策

不要物等のアウトプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策

事業エリアの下流（製品・サービス等の提供）での環境負荷の状況及びその低減対策

輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策

ストック汚染、土地利用、その他の環境リスク等に係る環境負荷の状況及びその低減対策

それぞれの項目は、環境報告書における「重要な記載内容」、「業態により重要となる記載内容」及び「可能であれば記載することが望ましい内容」とに区別して編集しています。

「重要な記載内容」とは、国内外で既に発行されている環境報告書等のガイドラインで共通して取り上げられている内容であり、全ての事業者に通じて重要となる環境情報です。「業態により重要となる記載内容」とは、それぞれの業種・業態の特性に応じて重要となる環境情報です。また、「可能であれば記載することが望ましい内容」とは、上記内容と比較すれば重要ではないが、環境コミュニケーションのツールあるいは社会的説明責任の観点から、読者の理解を助け、また、内容の客観性を高めると考えられる情報です。

また上記の「3．環境マネジメントに関する状況」及び「4．環境負荷の低減に向けた取組の状況」については、環境省の策定した『事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）』*を基に作成しています。

なお、本ガイドラインで取り上げた項目及び内容は、限定列挙的に規定するものではなく、現時点での検討結果を取りまとめたものです。したがって、環境保全上の支障が生じるか否か科学的に判明されていないものでも、国民の関心が高いものについては、当該事業者のマーケットにとってどうなのかという経営判断に委ね、自主的に項目、内容の検討を重ね、その発展を図っていくことが期待されます。また、それぞれの事業者の検討において主要な環境情報と判断されたものについては、本ガイドラインでは取り上げていない項目や内容であっても積極的に記載していくことが望まれます。

また、本ガイドラインは、環境報告書に何を記載すべきかということ述べているものであり、各項目及び各項目内の内容の記載の順番を規定するものではありません。環境報告書の構成については、それぞれの事業者の特性に応じた創意工夫が期待されます。

事業者の環境パフォーマンス指標

「事業者の環境パフォーマンス指標」では、環境問題の状況及び環境政策の動向から見て重要であり、業種・業態、地域、利害関係者等の組織の特性にかかわらず、大多数の事業者に適し、現時点で利用可能な測定・算定方法があるものを「共通的主要指標（共通コア指標）」と定義して、基本的に全ての事業者により評価されることが望ましいとしています。本ガイドラインでは、この共通コア指標として取りまとめられたものを、「重要な記載内容」としました（ただし、事業特性から見て明白に関連しない場合は、省略することもできます）。

さらに、『事業者の環境パフォーマンス指標』では、業態毎に、環境問題の状況及び環境政策の動向から見て重要であり、当該業態に分類される大多数の事業者に適し、現時点で利用可能な測定・算定方法があるものを「業態別主要指標（業態別コア指標）」と定義して、当該業態に分類される事業者は、この指標項目を基本として、自らの特性に適した適切な指標項目を検討することが望ましいとしています。本ガイドラインでは、この業態別コア指標として取りまとめられたものを、「業態により重要となる記載内容」としました。（ただし、現段階では、少数の業態を、かつ大括りな分類でとりあげ、実験的に検討を行うに留まっており、多様な事業特性に十分には対応していません。このため、事業者毎の特性に応じて、指標を省略し、または追加することが必要と考えられます。）

2．基本的項目

1) 経営責任者緒言

報告書の発行に当たっての挨拶を兼ねて、発行の意義や内容等を総括するもので、経営責任者もしくは代表権のある環境担当役員のステートメントであり、環境保全への取組について、事業者の姿勢が明確化され、社会に対して誓約（Commitment）をするものです。

環境保全に関する方針や目標等が含まれ、自らの業種、規模、事業特性等を踏まえた内容となっており、取組の柱がわかることが必要です。

この経営責任者の緒言は、環境報告書の巻頭に記載され、事業者自身の環境保全への考え方、取組の現状、将来の目標等が盛り込まれたものであり、極めて重要なものです。また、社会に対しての誓約（Commitment）とは、正に経営責任者が社会全体に対して、公式に約束をするものであり、達成できなかった場合には、一定の責任を取る覚悟が必要であるほど重いものです。

さらに、緒言の内容は、自らの業種、規模、事業特性等に応じた適切かつ具体的なものであることが必要で、単なる一般論を述べるだけでは不十分であると言えます。

重要な記載内容

- ・ 環境問題の現状、事業活動における環境保全への取組の必要性、及び将来的な持続可能な環境保全型社会のあり方等についての認識
- ・ 自らの業種、規模、事業特性等に応じた顕著な環境側面及びそれに対する取組の方針、目標
- ・ 環境情報開示に関する基本的姿勢
- ・ 上記に関する社会に対しての誓約（Commitment）

可能であれば記載することが望ましい内容

- ・ 経営責任者等の署名
- ・ 自らの環境保全への取組状況に関する成果、目標の達成状況、今後の課題等の具体的内容
- ・ 自らの環境保全への取組状況と業界水準又は社会一般の取組状況などとの比較

2) 報告に当たっての基本的要件(対象組織・期間・分野、作成部署・連絡先)

環境報告書の作成・公表に当たっての基本的要件である、対象組織、対象期間、対象分野などについて具体的に記載します。併せて環境報告書を環境コミュニケーションツールとするために必要な、作成部署の明確化や連絡先の明示、また、意見や質問等を受け付ける方法を工夫することが必要です。

重要な記載内容

- ・ 報告対象組織(工場・事業所・子会社等の範囲、連結決算対象組織との異同、全体を対象としていない場合は、全体を対象とするまでの予想スケジュール等を記載する。)
- ・ 報告対象期間、発行日及び次回発行予定(なお以前に環境報告書を発行している場合は、直近の報告書の発行日も記載する。)
- ・ 報告対象分野(環境以外の分野を含んでいる場合はその内容)
- ・ 作成部署及び連絡先(電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等も記載する。)
- ・ アンケートあるいは返信用はがき等を添付し、質問等に答える旨の記述等、何らかのフィードバックの手段について記載する。

可能であれば記載することが望ましい内容

- ・ ホームページのアドレス
- ・ 世界の各地域又は国内の各支店毎の問い合わせ先
- ・ 主な関連公表資料の一覧及び概要等(会社案内、有価証券報告書、環境パンフレット、技術パンフレット、従業員向けマニュアル等の主な関連資料の一覧とその概要、入手方法)

3) 事業概要等

その事業者がどのような事業者で、どのような事業活動をし、その規模等はどの程度なのかをわかりやすく説明することが必要です。事業の概要が適切に記載されていない場合は、その事業者の事業特性等に応じたどのような環境負荷があるのか、どのような環境保全への取組が重要なかわかりません。したがって、事業の具体的内容、主要な製品やサービスの内容等をわかりやすく記述することが必要です。

事業者がどのような事業活動を行っているのか、どのような規模で、どのような特性があるのか

等を理解できれば、これに基づいて環境負荷の状況や、どのような環境負荷低減のための取組を行うべきかがわかります。

また、売上高、製品・サービスの生産量、従業員数などの経営関連情報は、単位製品・サービス価値当たりの環境負荷（環境負荷集約度）、単位環境負荷当たりの製品・サービス価値（環境効率（Eco-Efficiency））を算出する際の基礎データとして利用することができます。

重要な記載内容

- ・事業の具体的内容、主要な製品・サービスの内容（事業分野等）
- ・全体的な経営方針等
- ・本社の所在地
- ・工場・事業所数、主要な工場・事業場の所在地及びそれぞれの生産品目
- ・従業員数（少なくとも過去3年間程度を記載する。）
- ・売上高又は生産高（少なくとも過去3年間程度を記載する。）

可能であれば記載することが望ましい内容

- ・事業者の沿革及び環境保全への取組の歴史等の概要
- ・主な事業地域及び販売地域（主要な原材料の採掘、調達、営業や販売活動を行っている地域について、日本国内だけか、海外もか、特定地域のみか等を記載する。）
- ・対象市場や顧客の種類（小売、卸売り、政府等）
- ・報告対象期間中に発生した、組織の規模や構造、所有形態、製品・サービス等における重大な変化の状況（合併、分社化、新規事業分野への進出、工場等の建設等の変化があった場合）
- ・その他報告対象組織の活動規模に関する情報（総資産額、利益額、床面積等）

3．環境保全に関する方針、目標及び実績等の総括

1) 環境保全に関する経営方針・考え方

事業者が環境問題への取組を行うに当たって、環境保全に関する経営（基本）方針や考え方を的確に定め、環境報告書に記載することは極めて重要です。環境保全に関する経営方針や考え方は、自らの事業活動に対応した具体的な内容で、経営責任者の緒言と整合が図られていることが必要です。

事業者の事業活動に対応した環境保全に関する経営方針や考え方を記載するとともに、事業特性等に応じて、どのような環境負荷があり、どのような環境保全への取組が必要か等、経営方針を策定した背景や理由が記載されているとよりわかりやすいものとなります。

環境保全に関する経営方針は、事業活動のライフサイクル全体を踏まえ、事業エリア内のものだけでなく、原材料・部材の購入、輸送、製品・サービスの使用・廃棄等の事業活動の上・下流までを対象とすることが必要です。

重要な記載内容

- ・環境保全に関する経営方針・考え方（事業内容や製品・サービスの特性や規模、また、事業活動に伴う環境負荷等に対応して適切なものであること）
- ・制定時期、制定方法、全体的な経営方針等との整合性及び位置付け

可能であれば記載することが望ましい内容

- ・環境保全に関する経営方針が意図する具体的内容、将来ビジョン、制定した背景等に関するわかりやすい解説
- ・同意する（遵守する）環境に関する憲章、協定等の名称と内容

2) 環境保全に関する目標、計画及び実績等の総括

環境保全に関する経営方針と対応した、環境保全に関する中長期目標、当期及び次期対象期間の目標、それぞれの目標に対応した計画、報告対象期間の環境負荷の実績及びその低減のための取組の状況等の総括データ（実績値）等を、基準とした期のデータも併せて記載し、これら全体を一覧表形式で記載するなどの工夫をすると、わかりやすいと思われます。

また、必要に応じて環境報告書全体の概要（サマリー・要約）を記載するとよりわかりやすくなります。

環境保全に関する経営方針の各項目に対応して、中長期の目標（環境保全、環境負荷低減の到達点）と、当期（報告対象期間）及び次期対象期間の目標を記載します。目標は、単なる努力目標ではなく、実際に達成すべき目標であり、可能な限り具体的かつ測定可能なものを記載します。

これらの目標は、事業活動のライフサイクル全体を踏まえ、事業エリア内のものだけでなく、原材料・部材の購入、輸送、製品・サービスの使用・廃棄等の事業活動の上・下流まで対象とすることが必要です。

さらに、目標に対応した計画の概要、報告対象期間の環境負荷の実績及びそれへの評価、その低減のための取組の状況、環境会計情報（環境保全の取組に要したコスト（環境保全コスト）及び経済的効果等）等の総括データも併せて記載します。その際、これら全体を一覧表形式等で記載することや、本章第5節「環境負荷の低減に向けた取組の状況」の対応ページを記載して、必要に応じてその内容を要約し再掲すると、よりわかりやすくなります。

なお、取組の進捗状況を明らかにするため、基準とした期（暦年または年度等）の環境負荷の実績等も記載する必要があります。

また、環境報告書の記載項目は多岐にわたるため、専門家以外の読者には、当該事業者の事業活動と環境問題への関わりがどのようにあり、これに対してどのような環境負荷低減のための取組を行っているのかを理解することが難しくなる場合もあります。また、前回の環境報告書と比較して、当該環境報告書の対象期間において、どのような特徴的な取組があり、どのような成果が上がったのかをわかりやすく示すことも望まれます。

したがって、環境報告書全体の概要（サマリー・要約）を1～2ページ程度にまとめて記載するとともに、当該事業者の事業活動と環境問題への関わりがどのようにあるのか、どのような課題が

あるのか等について図などを用いて表現することは、読者の理解を助けるために望ましいと考えられます。

重要な記載内容

- ・環境保全に関する中長期目標、当期及び次期対象期間の目標（事業特性、規模等に対応して適切なものであること）
- ・中長期目標については、制定時期、基準とした時期、対象期間
- ・環境保全に関する中長期目標、当期及び次期対象期間の目標に対応した計画
- ・環境保全に関する中長期目標、当期及び次期対象期間の目標に対応した、報告対象期間の環境負荷の実績、環境保全への取組の概要等の総括データ
- ・環境負荷の実績及び環境保全への取り組み結果等に対する評価
- ・基準とした時期のデータ

可能であれば記載することが望ましい内容

- ・環境報告書全体の概要（サマリー・要約）及びそれぞれの内容の対応ページ
- ・事業内容、製品・サービスの特性に応じた環境保全への取組の課題
- ・報告対象期間における特徴的な取組
- ・前回の報告時と比べて追加・改善した取組等

3) 環境会計情報の総括

環境省「環境会計システムの導入のためのガイドライン（2000年版）」に示された考え方を参考にして、事業活動における環境保全のためのコストと、その活動により得られた効果を可能な限り定量的に把握（測定）分析し、その取組状況と環境会計情報を総括的に記載します。

環境省が「環境会計システムの導入のためのガイドライン（2000年版）」をとりまとめて公表したこともあり、事業者の環境会計への取組が急速に進展しています。

事業者が環境保全への取組を行っていく上で、環境保全のためのコストを管理したり、環境保全対策の費用対効果を分析することにより、適切な経営判断を通じて効率的かつ効果的な環境保全対策が推進されることが重要です。また、環境会計情報が公表されることは、外部の利用者が事業者の環境保全への取組状況をバランスよく理解し、評価するための有効な手段となります。

こうした意味で、環境会計システムが多くの事業者によって導入されるとともに、集計された定量的な情報が、わかりやすく総括的に整理されて環境報告書に適切に記載され、公表されることが必要です。

公表に当たっては、「環境会計システムの導入のためのガイドライン」に示す公表用フォーマット等を用いることにより、環境会計情報を総括的に開示することができます。

重要な記載内容

- ・環境会計情報に係る集計範囲、対象期間等の基礎情報
- ・環境保全コスト及び主な取組の内容

- ・環境保全対策に係る効果（環境保全効果及び環境保全対策に伴う経済効果）
- ・環境会計情報の集計に採用した方法等の補足情報
- ・環境省「環境会計システムの導入のためのガイドライン」に準拠している場合には、その旨の記載）

4．環境マネジメントに関する状況

1) 環境マネジメントシステムの状況

事業者における環境マネジメントシステムの構築状況、環境マネジメントの体制及び組織、ISO14001の認証取得状況、従業員教育、環境監査等の状況等を記載します。

事業者が自らの環境パフォーマンスを向上させていくためには、その基盤とも言うべき環境マネジメントシステム（EMS）が適切に構築され、運用されていなければなりません。この環境マネジメントシステムがどのように構築され、どのように運用されているかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

環境マネジメントシステムの構築・運用状況は、それぞれの事業者の形態や規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じたシステムの状況を具体的に記載することが必要です。

重要な記載内容

- ・全社的な環境マネジメントシステムの構築及び運用状況（システムの説明を含む。）
- ・全社的な環境マネジメントの組織・体制の状況（それぞれの責任、権限、組織の説明を含む。）及びその組織・体制図
- ・ISO14001の外部認証を取得している場合には、取得している事業所等の数、割合（全従業員数に対する認証取得事業所等の従業員の割合等）、認証取得時期
- ・環境保全に関する従業員教育等の実施状況
- ・想定される緊急事態の内容と緊急時対応の状況
- ・環境影響の監視、測定の実施状況
- ・環境マネジメントシステムの監査の基準、実施状況、監査結果及びその対応方法等

可能であれば記載することが望ましい内容

- ・環境マネジメントシステムの全体像を示すフロー図
- ・環境活動評価プログラムに参加登録している事業所の数及び割合
- ・環境保全に関する従業員教育等の実施状況の定量的情報（教育等を受けた従業員の数、割合、従業員1人当たりの年間平均教育時間数等）
- ・環境保全への取組成果の社員等の業績評価への反映
- ・社内での表彰制度等

2) 環境保全のための技術、製品・サービスの環境適合設計 (D f E) 等の研究開発の状況

環境保全のための技術開発や、製品・サービスの環境適合設計 (D f E) 等の研究開発の状況等を記載します。

事業者が環境保全への取組を行っていくためには、自らの事業に関し、環境保全のための技術開発や、環境に配慮した製品・サービスの開発・設計 (環境適合設計 (D f E)) 等の研究開発に積極的に取り組んでいくことが望まれます。これらの研究開発が、将来の環境パフォーマンスを向上させていくことにつながっていくと考えられます。

この環境保全のための研究開発がどのように行われ、どの程度成果を上げているかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

環境保全のための研究開発の状況は、それぞれの業種や規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた状況を具体的に記載することが必要です。

重要な記載内容

- ・環境保全のための技術、製品・サービスの環境適合設計 (D f E) 等の研究開発の状況

可能であれば記載することが望ましい内容

- ・ L C A (ライフサイクルアセスメント) 手法を用いた研究開発の状況

3) 環境情報開示、環境コミュニケーションの状況

環境報告書、環境ラベル等による環境情報開示、及び利害関係者との環境コミュニケーションの実施状況等を記載します。

事業者が環境保全への取組を行い、社会の信頼を勝ち得ていくためには、自ら環境に関する情報を開示し、積極的に環境コミュニケーションを図っていく必要があり、特に、近年、事業者における環境報告書の作成・公表が急速に普及するとともに、その質も飛躍的に向上しつつあります。また、環境ラベルや環境広告等により、環境に関する情報を積極的に消費者等に伝えていく取組も広がりがつつあります。さらに、事業者の「環境に関する社会的説明責任」という観点からも環境コミュニケーションの必要性は高まっています。

この環境コミュニケーション等の取組がどのように行われ、どの程度成果を上げているかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

環境報告書、環境ラベル等による環境情報の開示状況、及び利害関係者との環境コミュニケーションの実施状況は、それぞれの業種や規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた環境コミュニケーション等の状況を具体的に記載することが必要です。

重要な記載内容

- ・環境報告書、環境ラベル等による環境情報開示及び利害関係者との環境コミュニケーションの実施状況

可能であれば記載することが望ましい内容

- ・ 主要な利害関係者との協議等の状況（例えば調査の実施、地域住民との懇談会、定期的な訪問や報告、取引先との懇談会、ニュースレターなどによるコミュニケーションなどの状況と種別ごとの協議回数）

4) 環境に関する規制遵守の状況

環境に関する規制に係る遵守状況、違反、罰金、事故、苦情等の状況を記載します。

事業者が環境への取組を行い、社会の信頼を勝ち得ていくためには、環境コミュニケーション等を積極的に行っていくことと同時に、環境に関する法令、条例等の規制を適切に遵守し、また、その情報を開示していく必要があります。特に、当該事業者の周辺に居住する地域住民にとって、その規制遵守の状況は大きな関心事です。

この環境に関する規制遵守の状況は、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

環境に関する規制の内容は、それぞれの業種や企業規模等により異なりますが、それぞれの特性に応じた規制の状況とその遵守の状況を具体的に記載することが必要です。

また、次節の「環境負荷の低減に向けた取組の状況」の「その他の環境リスク」等に関する情報と連動させてその関係を記載することは適切であり、よりわかりやすくなると考えられます。

重要な記載内容

- ・ 事業活動に即して、どのような環境法規の、どのような規制を受け、それにどう対応しているのか等の状況
- ・ 過去5年以内に法令等の違反及び事故があった場合は、その違反及び事故の内容、原因、対応策
- ・ 環境に関する罰金、科料等の金額、件数
- ・ 環境関連の訴訟を行っている又は受けている場合は、その内容及び対応状況
- ・ 環境に関する苦情や利害関係者からの要求等の内容及び件数

5) 環境に関する社会貢献活動の状況

環境保全に関して、自らの事業活動と直接には関係のない分野、あるいは従業員の勤務時間外におけるボランティアな社会貢献活動の状況を記載します。

事業者が環境への取組を行うと同時に、他の様々なセクターと協同し、パートナーシップを築きながら、環境保全型社会の構築に取り組んでいくことが望まれます。その具体的な活動の一つとして、環境に関する社会貢献 - 事業者や従業員が自ら行う環境社会貢献活動、環境NPOへの支援、業界団体等での取組等があり、このような社会貢献活動を積極的、自主的に行っていくことが必要です。

この環境に関する社会貢献活動がどのように行われているかは、環境報告書に記載すべき重要な

情報です。

環境に関する社会貢献活動の状況は、それぞれの業種や規模、それぞれの考え方等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた社会貢献活動の状況を具体的に記載することが必要です。

重要な記載内容

- ・事業者又は従業員による環境に関する社会貢献活動の状況

可能であれば記載することが望ましい内容

- ・加盟又は支援する環境保全に関する団体（NPO、業界団体等）
- ・環境保全に関するNPOへの寄付額、支援額

5．環境負荷の低減に向けた取組の状況

1) 環境負荷の全体像（事業活動のライフサイクル全体を踏まえた把握・評価）

自らの環境負荷の全体像について、事業活動のライフサイクル全体を踏まえた把握、評価を記載します。主要な物質、項目のインプット、アウトプットがわかるフロー図等を示すことが適切です。

重要な記載内容

- ・自らの環境負荷の全体像(事業活動のライフサイクル全体を踏まえた把握・評価(主要な物質、項目のインプット、アウトプットを示す記述))

可能であれば記載することが望ましい内容

- ・主要な物質、項目のインプット、アウトプットを定量的に示すフロー図

2) 物質・エネルギー等のインプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策

事業エリア内での環境負荷について、物質、エネルギー、水等のインプットに係る環境負荷の状況及び環境負荷の低減対策を記載します。

資源を環境中から大量に採取し、不用物を環境中へ大量に排出する今日の経済社会は、環境の持つ復元能力を超え、様々な環境問題を引き起こしています。環境問題の抜本的な解決を目指し、持続的発展が可能な経済社会を構築していくためには、省資源型の生産工程の工夫や省資源型の製品・サービスの開発に努めるとともに、事業者内部で、使用済みの資源の循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を進め、総物質投入量を極力少なくすることが必要です。

また、石油、石炭、天然ガス等の化石燃料を環境中から大量に採取して燃焼させ、二酸化炭素（CO₂）を環境中へ大量に排出することが地球温暖化の主要な原因となっています。持続的発展が可能な経済社会を構築していくためには、化石燃料の利用によるエネルギー消費量を極力少なくし、太陽光・太陽熱等の再生可能なエネルギーへと転換していくとともに、エネルギー消費を効率化していく必要があります。

さらに、水は人類の生存そのものに不可欠な資源であるとともに、農業、工業等においても不可欠な基礎的資源でもあります。また、水資源、中でも地下水の過剰な揚水は、地盤沈下等の公害問題を引き起こすおそれがあります。このため、水資源の受水量を極力少なくするとともに、これを効率化して、事業者内部での水資源の循環的な利用を進める必要があります。

以上のことから、

事業者や工場・事業場が、どれだけの資源を投入（インプット）し、どれだけの不要物を排出（アウトプット）しているかのマテリアル・フロー

事業者や工場・事業場が、どれだけのエネルギーを投入（インプット）し、どれだけの二酸化炭素等を排出（アウトプット）しているかのエネルギー・フロー

事業者や工場・事業場が、どれだけの水資源を投入（インプット）し、どれだけの水を排出（アウトプット）しているかの水のフロー

を把握・公表すること及びこれらの環境負荷の低減に向けた取組の内容は、環境報告書に記載すべき重要な情報と考えられます。

重要な記載内容

総物質投入量及びその低減対策

事業者内部での物質の循環的利用量及びその増大対策

【公表に当たっての留意点】

ア．単位はt（トン）とします。

イ．物質投入量には、フローに関するものとして

a．製品・サービスに係る原材料等

b．製品・サービスに係る部品、部材

があり、さらに

c．工場・事業場の施設や設備等の生産財、資本財としての性格を有するもの

があります。

ウ．aの原材料等については、総重量のみならず、金属（鉄、アルミニウム、銅、鉛等の種類別）、プラスチック、ゴム、ガラス、木材、紙、農産物等の内訳を公表することが望まれます。（なお、技術的に重量（t）で把握できない物質（木材等）については、他の単位（m³等）を用いてもやむを得ません。）

エ．bの部品・部材については、その各物質の内訳の把握が困難なため、当面は、その重量のみで、その内訳を公表しなくても良いと考えられますが、将来的にはその把握、公表が望まれます。

オ．cについては、施設の建て替えや設備の入れ替えを行う年度に突出して投入量が増えるといった変動要因が多いことから、当面は、これを含めないでも良いと考えられます。

カ．総物質投入量には、事業者内部で循環的に利用（再使用、再生利用、熱回収）している物質は含めず、「事業者内部での物質の循環的利用量」として別記することが望まれます。

総エネルギー消費量及びその低減対策

再生可能エネルギー消費量及びその増大対策

【公表に当たっての留意点】

- ア．単位はJ（ジュール）とします。
- イ．総エネルギー消費量の算定に当たっては、電気及び各燃料等の使用量をそれぞれ把握し、これを換算して総エネルギー使用量とします
- ウ．電気の使用量は、受電端で把握します。
- エ．電気の使用量 kWh を J（ジュール）に換算する係数は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」に基づき、10,250（kJ/kWh）を用います。
- オ．電気及び各燃料等の使用量の内訳も公表することが望まれます。
- カ．総エネルギー消費量には、自らが直接行う輸送等に係る燃料消費量は含めますが、外部に委託した製品等の輸送に伴う燃料消費量は別記することとし、含めません。
- キ．「再生可能エネルギー」とは、太陽光、太陽熱、風力、バイオマスや、地熱、小水力によって発電・熱供給されるエネルギーのことをいいます。

水利用量及びその低減対策

事業者内部での水の循環的利用量及びその増大対策

【公表に当たっての留意点】

- ア．単位はm³（立方メートル）とします。
- イ．水利用量の算定に当たっては、上水道水、工業用水、地下水等の種類毎の使用量を合算します。
- ウ．水利用量には、事業所内で再利用等を行い循環的に利用している量は含めず、「事業者内部での水の循環的利用量」として別記することが望まれます。

業態により重要となる記載内容

業態により重要となる記載内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	組織全体又は個別事業所の別
再生資源・再生部品投入量及びその転換対策	天然資源の大量採取に伴う環境負荷を低減するとともに、廃棄物の再生利用を促進し廃棄物の発生を抑制するため、天然資源の使用から再生資源・再生部品の使用へ転換させていく必要があります。	t	「資源の有効な利用の促進に関する法律」に定める「再生資源」「再生部品」について把握します。	素材、加工組立、建設等	組織全体
有害物質投入量及びその低減対策	人の健康や動植物に悪影響を及ぼす有害物質は、それを使用したのみでは直ちに環境負荷は生じませんが、いずれ排出物又は製品経由	t	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が対象とする化学物	素材、加工組立等	組織全体 個別事業所

	で廃棄物となって、環境中に放出されることが予定されています。そのため、使用量についても低減を図る必要があります。		質について公表することを基本とします。		
熱帯木材、遺伝子組換え生物等の投入量及びその低減対策	資源採取による環境負荷を把握するに当たっては、自然の重要な構成要素である野生動植物等も含めることが妥当と考えられます。	t	減少が懸念されている熱帯雨林に係る木材や、生態系への影響が未確認の遺伝子組換え生物等、環境保全上の課題があるものについて公表します。	建設、食品等	組織全体

3) 事業エリアの上流（製品・サービス等の購入）での環境負荷の状況及びその低減対策

事業エリアの上流における環境負荷の状況及びその低減対策を記載します。

環境への負荷を極力少なくし、資源・エネルギーの循環的利用を促進していくためには、自らの事業エリア内における取組のみならず、製品、原材料・部品・サービス（以下、製品・サービス等という。）の購入先、いわゆる事業エリアの上流側での取組を積極的に働きかけていくことが必要であり、そのための重要な手法として、環境負荷低減に資する製品・サービス等の優先的購入（グリーン購入）があります。このグリーン購入がどのように行われ、どの程度成果を上げているかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

業種、規模等によって購入する製品・サービス等は千差万別であるため、それぞれの製品・サービス等の特性に応じたグリーン購入の状況を具体的に記載することが必要です。

重要な記載内容

グリーン購入（環境負荷低減に資する製品・サービス等の優先的購入）の状況

エコマーク等の環境ラベル認定製品その他の環境負荷低減に資する製品の購入量又は比率

【公表に当たっての留意点】

ア．単位はt（購入量）、円（購入額）又は%（全体購入量（額）に占める比率）とします。

イ．「環境負荷低減に資する製品・サービス等」とは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第2条第1項に定める「環境物品等」のことをいいます。具体的には、以下のとおりです。

- ・環境負荷低減に資する原材料又は部品（再生資源、再生部品等）
- ・環境負荷低減に資する製品（再生資源・再生部品を用いた製品、環境汚染物質の使用を削減した製品、エネルギー消費量の少ない製品、再使用・再生利用が可能な製品等）
- ・環境負荷低減に資するサービス（低排出ガス車を用いた運送サービス等）

ウ．それぞれの業種、企業規模等の実態に応じて、事業者自らが定めているグリーン購入プログラム等に基づき、グリーン購入の状況を公表します。この際、当該事業者における「環境負荷低減に資する製品・サービス等」の具体的な定義や、

当該指標を用いる考え方・理由について明確にしておく必要があります。

エ．製品・サービス等のみならず、取引先の環境配慮についても公表することが望まれます。例えば、取引先の事業活動に係る環境配慮について、ISO14001 認証取得や環境活動評価プログラムの実施状況等をチェックしていること等が挙げられます。

オ．「環境ラベル」とは、エコマーク等、ISO14024 (JISQ14024：第三者認証型環境ラベル) 及び ISO14021 (JISQ14021：自己宣言型環境ラベル) に合致する環境ラベルをいいます。

カ．「環境負荷低減に資する製品」を選定するに当たっては、エコマーク等の環境ラベル認定製品のほか、グリーン購入法第 6 条第 2 項第 2 号に基づく特定調達品目及びその判断の基準等を参照して下さい。

キ．環境ラベル認定製品やグリーン購入法に基づく特定調達品目は、主として標準品 (カタログ製品) であるので、その比率を算出するに当たっては、分母を「購入した標準品の総量」とすることが適切です。

4) 不要物等のアウトプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策

事業エリア内での環境負荷について、大気、水域・土壌、廃棄物等のアウトプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策を記載します。

(1) 大気への排出

地球は太陽光線が地表面に届くことによって暖められており、地表面は赤外線を宇宙に放って冷えていきますが、大気中には赤外線を吸収する温室効果ガスがあるため、地表面から放出された赤外線が吸収され、大気は暖まっています。この地球の絶妙なバランスにより、生物が生息していくために適した気温が維持されているのです。しかし、近年、人間の活発な経済活動により二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に排出され、その大気中濃度の上昇に伴い、大気中にとどまる熱が多くなり、地球温暖化が急速に進行しています。このため、このままでは地球の平均気温が 21 世紀末までに約 2 度上昇し、地球全体の海面水位が約 50cm 上昇することが予想されています。また温暖化に伴う気候の変動等により、降水パターンの変化、洪水や干ばつなども深刻化すると考えられています (1995 年 IPCC 第 2 次評価報告書より)。

温室効果ガスの中でも、特に二酸化炭素は、我が国の温室効果ガス排出量全体の 88.9% を占め、最も大きな割合で地球温暖化に影響を与えており、石炭・石油などの化石燃料の燃焼から大量に排出されています。我が国における 1998 年度の二酸化炭素総排出量は 11 億 8800 万トンであり、1 人当たり排出量は 9.39 トンとなっています。これは 1990 年度と比べ総排出量で 5.6%、1 人当たり排出量で 3.2% の増加となっています。

また、オゾン層は、高度 1 万 m 以上の成層圏に存在し、太陽光線に含まれる有害な紫外線のほとんどを吸収し、人間や動植物をその影響から守る重要な役割を果たしていますが、この大切なオゾン層が、近年、急速にフロンなどの人工化学物質によって破壊されています。オゾン層が破壊されると地上に達する有害紫外線量が増加し、皮膚ガンの増加、生態系への悪影響が発生する等、環境への影響が懸念されています。

以上のことから、

温室効果ガス排出量

オゾン層破壊物質排出量

と、その低減に向けての取組内容は、環境報告書に記載すべき重要な情報と考えられます。

重要な記載内容

温室効果ガス排出量及びその低減対策

【公表に当たっての留意点】

ア．単位はt - CO₂とします。

イ．温室効果ガス排出量の算定に当たっては、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）の6種類のガスの排出量を、発生源ごとに、それぞれ把握します。これに地球温暖化係数（CO₂の量に換算するための係数）を乗じて合算します。

ウ．温室効果ガスの排出量は、「地球温暖化対策推進法施行令」に規定する範囲で、燃料・電気・熱の使用量、廃棄物の焼却量等を把握し、排出係数を用いて算定します。

エ．算定に用いる排出係数は、原則として、「地球温暖化対策推進法施行令」で規定される数値を適用します。ただし、温室効果ガスの排出削減のための個別の対策（電気と熱とを同時に供給するコージェネレーションシステムの導入や自然エネルギー発電の導入等）の効果を詳細に評価することが不可欠であり、個々の対策の実態に即した合理的な排出係数が利用可能な場合には、それを適用することができます。

例えば、一般電気事業者から供給された電気の使用に伴う年間のCO₂排出量の算定に際しては、CO₂排出係数は、全電源平均排出係数である0.357(kgCO₂/kWh)を用います。ただし、事業者が講じる対策によって一般電気事業者から供給される電気の消費量が低減し、その低減分に相当するCO₂排出係数が0.357と大きく異なる場合には、実態に即した排出係数を適用して対策の効果を算定できるものとします。また、一般電気事業者以外の事業者から供給された電気については、可能な限り供給元の実態に即した排出係数（例えば、自然エネルギーを基に発電している供給元であればCO₂排出係数は0になります。）を用いることとし、把握できない場合は、0.602(kgCO₂/kWh)を用います。

オ．廃棄物の焼却に伴う排出量については、外部に焼却を委託した場合のものも含めます。

カ．温室効果ガス排出量には、自らが直接行う輸送等に係る燃料消費に伴うものは含めますが、外部に委託した製品等の輸送に係る燃料消費に伴うものは別記することとし、含めません。

キ．海外における排出分は、当該国において排出係数が定められている場合には、それに基づき算定します。

ク．その他、算定方法の考え方については、環境省「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の12年度報告書を参照してください（13年3月以降公表予定）。

オゾン層破壊物質排出量及びその低減対策

【公表に当たっての留意点】

ア．単位はODP tとします。

イ．オゾン層破壊物質排出量の算定に当たっては、CFC、ハロン、HCFC及び1・1・1-トリクロロエタン等、オゾン層保護法施行令第1条別表に規定する各物質の放出量に、同表に規定するオゾン層破壊係数（CFC-11の量に換算するための係数）を乗じたものを合算します。

ウ．各物質の放出量とは、当該事業所内で使用し大気中に放出したものと、自らが使用したエアコン、カーエアコン、冷蔵庫等の廃棄に伴い放出されたものの両方が含まれます。

エ．各種類毎のオゾン層破壊物質排出量と排出状況についても公表することが望まれます。

オ．消火剤に含まれるハロンについては、消火時の使用量、改修・点検時等に放出した量及び消化施設の廃棄に伴い放出された量を排出量とします。

業態により重要となる記載内容

業態により重要となる記載内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	組織全体又は個別事業所の別	
大気	S O x 排出量及びその低減対策	呼吸器への健康被害を及ぼすおそれがあり、また、森林や湖沼等に悪影響を及ぼす酸性雨の原因物質です。	t		素材、加工組立等	組織全体 個別事業所
	N O x 排出量及びその低減対策	呼吸器への健康被害を及ぼすおそれがあり、また、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質です。	t		素材、加工組立等	組織全体 個別事業所
	V O C s 排出量及びその低減対策	光化学オキシダントを発生させ、眼や喉への刺激や呼吸器への健康被害を及ぼすおそれがあります。	t		素材、加工組立等	個別事業所
	P R T R 対象物質排出量及びその低減対策	人の健康や動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがあります。	t	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が対象とする化学物質について、各物質毎に算定します。(特に、大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質(自主管理対象物質)は別途算定します。)		組織全体 個別事業所
	排出規制項目(S O x、N O x、ばいじん、ダイオキシン類等)の排出濃度及びその低減対策	人の健康や生活環境に支障を及ぼすおそれがあります。	最大濃度(ppm等)	各項目毎に算定します。	素材、加工組立、建設等	個別事業所(施設)
	排出抑制物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチ	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある大気汚染物質のうち、早急に排出や飛散を抑制する必要があるもので	最大濃度(mg/m ³ N)	各項目毎に算定します。	素材、加工組立、建設等	個別事業所(施設)

レン)の排出 濃度及びその 低減対策	す。				
騒音、振動の 発生状況及び その低減対策	人の心理的・精神的影響等 を引き起こします。	dB		素材、 加工組立、 建設、 流通等	個別事業所
悪臭の発生状 況及びその低 減対策	人の心理的・精神的影響等 を引き起こします。	最大値 ($m^3N/分$)		素材、 加工組立等	個別事業所

(2) 水域・土壌への排出

水資源を再利用せずに排水量を増やすことは、受水量の増加により水資源の不足につながるとともに、排水中のCOD、窒素、燐や重金属類、有機化学物質等による水質汚濁、湖沼や海域の富栄養化の原因ともなります。今後は、排水中に含まれる個々の汚濁物質だけでなく、排水量そのものを削減していくことが望まれます。

以上のことから、総排水量及びその低減に向けての取組内容は、環境報告書に記載すべき重要な情報と考えられます。

重要な記載内容

総排水量及びその低減対策

【公表に当たっての留意点】

- ア．単位は m^3 （立方メートル）とします。
- イ．総排水量の算定に当たっては、公共用水域への排水量及び下水道への排水量を合算します。
- ウ．再利用等を行っていない雨水の排水については、排水量に含めません。

業態により重要となる記載内容

業態により重要となる記載内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	組織全体又は個別事業所の別
水域・土壌 P R T R 対象 物質排出量及 びその低減対 策	人の健康や動植物の生息・ 生育に支障を及ぼすおそれ があります。	t	「特定化学物質の環 境への排出量の把握 等及び管理の改善の 促進に関する法律」 が対象とする化学物 質について、各物質 毎に算定します。	素材、 加工組立等	組織全体 個別事業所

COD、窒素、 燐の排出量及 びその低減対 策	閉鎖性水域の富栄養化の原 因となります。	t		素材、 加工組立、 流通、 建設等	個別事業所
排水規制項目 の排出濃度及 びその低減対 策	人の健康や生活環境に支障 を及ぼすおそれがありま す。	最大濃度 (mg/l)		素材、 加工組立、 建設等	個別事業所

(3) 廃棄物等の排出

大量生産・大量消費・大量廃棄を見直していくためには、資源利用を削減し、さらに資源を効率的に利用することによって、廃棄物等の発生そのものを抑制することが最重要です。この度合いを定量的に評価する場合、廃棄物等の総排出量に着目することが適当であると考えられます。

また、廃棄物等の発生を極力抑制しても、どうしても発生してしまう廃棄物等があり、経済的・技術的に廃棄物等が発生せざるを得ない場合もあります。循環型社会形成推進基本法では、これを「循環資源」と捉え直し、循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を行うことを求めています。このため、まず、再使用、それが困難ならば再生利用を行っていく必要があります。また、それを徹底しても、どうしても処理・処分しなければならない廃棄物等が残った場合又は経済的・技術的に再使用・再生利用が難しい場合がありますが、このような廃棄物等についても「循環資源」として有効活用していくことが求められています。その方策の一つとして、焼却による熱回収、嫌気性発酵によるメタンの利用、コークス炉・高炉での利用等があり、必要な範囲でこれらを促進し、最終処分（埋め立て等）される廃棄物の量を極力削減していくことが必要です。

つまり、最終処分される廃棄物の量と比較して、再使用・再生利用されるものの量、次いで、熱回収されるものの量が増えている場合には、大量生産・大量消費・大量廃棄を見直し、循環型社会の構築の方向により近づいているものとみなせます。

以上のことから、

廃棄物等の総排出量

自らが発生させた循環資源の再使用量

自らが発生させた循環資源の再生利用量

焼却等によって熱回収される循環資源の量

焼却処理される廃棄物の量

最終的なアウトプットの総量である最終処分される廃棄物の量

と、 の低減、 、 、 という優先順位でのそれぞれの増大、 、 の低減に向けた取組内容は、環境報告書に記載すべき重要な情報と考えられます。

重要な記載内容

廃棄物等の総排出量及びその低減対策

【公表に当たっての留意点】

ア．単位はt（トン）とします。

イ．廃棄物等の総排出量の算定に当たっては、事業者が当該事業者の敷地外（管理外）に、製品・サービス等の提供に伴い出荷したものを除いて、排出・搬出したものを合算します。ここでは、当該事業者の敷地内で循環的に利用している量は含めず、「事業者内部での物質の循環的利用量」として別途把握・評価します（敷地内であっても埋立により環境中へ排出した廃棄物は含まれます）。

ウ．「廃棄物等」とは、廃棄物並びに一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品及び事業活動に伴い副次的に得られた物品（循環型社会形成推進基本法第2条第2項に規定するもの）です。

エ．「廃棄物等」には、工場・事業場の施設や設備等の建て替えや廃棄等に伴う建設廃材も含まれます。ただし、施設や設備等は、生産財、資本財としての性格を有するため、建て替えや廃棄等を行う年度に突出して排出量が増えるといった変動要因が多いことから、他の廃棄物等とは分けて把握・公表することが望まれます。

オ．廃棄物等の種類毎にその内訳と処理方法及び処理先を公表することが望まれます。

再使用される循環資源の量及びその増大対策

再生利用される循環資源の量及びその増大対策

【公表に当たっての留意点】

ア．単位はt（トン）とします。

イ．「循環資源」とは、「廃棄物等」のうち有用なものをいいます。

ウ．再使用される循環資源の量及び再生利用される循環資源の量の算定に当たっては、事業者が当該事業者の敷地外（管理外）に排出・搬出した循環資源のうち再使用及び再生利用したものをそれぞれ公表することが望まれます。

エ．ただし、再使用及び再生利用の際の残滓は、再使用・再生利用した量から除外します。その量を算定できず除外しなかった場合でも、その旨明らかにすることが必要です。

オ．廃プラスチックの油化は再生利用に含まれます。

カ．再使用及び再生利用の状況を併せて公表することが望まれます。

キ．再使用・再生利用の絶対量のみならず、廃棄物等の総排出量との比率で公表することも効果的です。

熱回収される循環資源の量及びその増大対策

【公表に当たっての留意点】

ア．単位はt（トン）とします。

イ．熱回収等される循環資源の量の算定に当たっては、事業者が当該事業者の敷地外（管理外）に排出・搬出した循環資源のうち熱回収したものを合算します。

ウ．熱回収の状況を併せて公表することが望まれます。

焼却処理される廃棄物の量及びその低減対策

最終処分される廃棄物の量及びその低減対策

【公表に当たっての留意点】

ア．単位はt（トン）とします。

イ．当該事業者の敷地内、敷地外を問わず、焼却処理及び最終処分（埋め立て等）される廃棄物量を公表します。

ウ．「焼却処理」とは、熱回収を伴わずに単に焼却することをいいます。

エ．最終処分される量には、再使用、再生利用、熱回収及び焼却処理の際の残滓も含まれますが、直接最終処分される量とは区分して公表することが望まれます。残滓の量を把握できず含められなかった場合でも、その旨明らかにする必要があります。

オ．処分の状況を併せて公表することが望まれます。

カ．埋め立て処分等が困難で、保管あるいは貯蔵される廃棄物等（放射性廃棄物、有害廃棄物等を含む）については、その種類毎の量及び状況を、別途、公表することが望まれます。

業態により重要となる記載内容

業態により重要となる記載内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	組織全体又は個別事業所の別
廃棄物 有害廃棄物排出量及びその低減対策	人の健康や生活環境に支障を及ぼすおそれがあります。	t	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物について算定します。種類及び処理方法についても公表します。	素材、加工組立等	組織全体 個別事業所
PRTR 対象物質の廃棄物移動量及びその低減対策	人の健康や動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがあります。	t	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が対象とする化学物質について、各物質毎に算定します。	素材、加工組立等	組織全体 個別事業所

5) 事業エリアの下流（製品・サービス等の提供）での環境負荷の状況及びその低減対策

事業者の下流における環境負荷の状況及びその低減対策を記載します。

事業者が自ら生産・販売する製品・サービス等に伴う環境負荷を削減していくことは、事業者にとって最も重要な使命の一つであり、持続可能な環境保全型社会、循環型社会を構築していく上で必要不可欠な取組であると言えます。

したがって、事業者がどれだけ積極的に環境負荷低減に資する製品・サービス等の生産・販売に取り組んでいるかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

事業者が生産・販売する環境負荷低減に資する製品・サービス等の種類は多岐に渡り、その状況はそれぞれの業種、規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた取組状況を具体的に記載することが望まれます。とりわけ、銀行、証券、保険等の金融機関、流通・小売業、運送業、商社などにおいては、直接的な生産活動を行っていない場合が多いことから、自らのサービスに係る環境配慮の取組について、その業種特性に応じた記述の工夫が求められます。例えば、金融機関においては、投融資に当たっての環境配慮について記載することが望まれます。

重要な記載内容

製品・サービス等の特性に応じた環境負荷の状況及び環境負荷低減対策

環境負荷低減に資する製品・サービス等の生産・販売量又は比率及びそれを高めるための取組状況

【公表に当たっての留意点】

- ア．単位はt（生産・販売量）、円（生産・販売額）又は％（全体での生産・販売量（額）に占める比率）とします。
- イ．「環境負荷低減に資する製品・サービス等」とは、グリーン購入法第2条第1項に定める「環境物品等」をいいます（金融機関における環境保全に配慮した投融資等も含みます）。エコマーク等の環境ラベルの認定基準やグリーン購入法に基づく特定調達品目の判断基準等が参考になります。
- ウ．それぞれの業種、規模、製品・サービス等の種類等の実態に応じて、環境負荷低減の状況、あるいは環境保全への貢献の状況を公表します。公表に当たっては、可能な限り定量的な指標を設定することが望ましいですが、定性的なものでも差し支えありません。ただし、当該事業者における「環境負荷低減に資する製品・サービス等」の具体的な定義や、当該指標を用いる考え方、理由について明確にしておくことが必要です。
- エ．製品に係る環境負荷を把握するためには、製品そのものの使用時・廃棄時の負荷のみならず、その生産過程で発生した負荷も含めて、ライフサイクル全体を考慮すること（LCAの実施）や、また、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の増大等の多様な環境負荷項目を包括的に考慮することが望まれます。

業態により重要となる記載内容

業態により重要となる記載内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	組織全体又は個別事業所の別
使用時環境負荷	製品群毎のエネルギー消費効率及びその向上対策	省エネ法の単位		加工組立、建設等	組織全体
	省エネ法判断基準適合製品の比率及びその増大対策	%		加工組立、建設等	組織全体
	低公害車、低燃費車の生産量又は比率及びその増大対策	台、%	排出ガス性能の良い車（低公害車等排出ガス技術指針（環境省）に適合する車両）及び燃費性能の良い車（省エネ法判断基準に適合する低燃費車）について公表します。	自動車	組織全体
	総製品生産重	t		素材、	組織全体

廃棄時環境負荷	量及びその低減対策	大量採取のみならず、いずれも廃棄物となって大量に排出されることが予定されています。したがって、製品の機能面の維持・向上は図りつつ、一方で、極力少ない物質量で生産すること（軽薄短小化）が求められています。			加工組立、建設等	
	有害物質含有量及びその低減対策	製品に含有する有害物質は、いずれも廃棄物となって環境中に排出されることが予定されています。	t	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が対象とする化学物質について公表することを基本とします。	素材、加工組立等	組織全体
	容器・包装使用量及びその低減対策	一般廃棄物の大部分を占め、かつ、再生資源としての利用が比較的容易な容器・包装については、法令により特に抑制が強く求められています。	t	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の対象とする容器包装について算定します。	加工組立、流通等	組織全体
	製品群毎の平均耐用年数及びその増大対策	廃棄物の発生を根本から抑制するためには、製品の耐久性の向上や修理の実施体制の充実等を図る必要があります。	年		加工組立、建設等	組織全体
	製品群毎の再使用・再生利用可能部分の比率及びその拡大対策	廃棄物の再使用・再生利用を促進するため、製品の設計段階で、再使用・再生利用が可能な部材を用いる必要があります。	%	製品の回収及び再使用・再生利用に係るシステムが社会的に存在していることが前提となります。熱回収可能部分がある場合には分けて計上します。	加工組立、建設等	組織全体
	製品群毎の解体時間及びその短縮対策	廃棄物の再使用・再生利用を容易にするため、製品の解体を容易にする設計の工夫が求められています。	時間		加工組立等	組織全体

	使用済み製品、容器・包装の回収量及びその増大対策	製品等の製造、販売等を行う事業者には、当該製品等を引き取り、循環的な利用を行うことが求められています。	t		加工組立、組織全体流通等
	回収された使用済み製品、容器・包装の再使用量、再生利用量、熱回収量及び比率、及びその増大対策	製品等の製造、販売等を行う事業者には、当該製品等を引き取り、循環的な利用を行うことが求められています。	t、%		加工組立、組織全体流通等
総合的評価	エコマーク等の環境ラベル認定製品の生産・販売量又は比率及びその増大対策	環境への負荷の少ない製品である環境ラベル認定製品の提供を促進することが求められています。	数量、%		加工組立、組織全体流通等

6) 輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策

原材料等を購入先から搬入するためや、製品・サービス、廃棄物等を搬出するための輸送又は旅客の輸送に伴う環境負荷の状況及びその低減対策を記載します。

我が国の二酸化炭素(CO₂)の排出量のうち、運輸部門からの排出は年々増加しており、1998年度においては、1990年度比21.1%増となっており、全体の排出量の21.7%を占めています。また、自動車輸送の増加及び集中に伴い、都市部の大気汚染は深刻化してきています。

この輸送に伴うCO₂及び大気汚染物質の排出を削減していくためには、鉄道・船舶輸送への切り替え等のモーダルシフトの推進や、共同輸配送や帰り荷確保等の輸送効率の向上とともに、輸送量そのものを極力削減していくことが必要です。

以上のことから

総輸送量

輸送に伴うCO₂排出量

と、その低減に向けての取組内容は、環境報告書に記載すべき重要な情報と考えられます。

重要な記載内容

総輸送量及びその低減対策

【公表に当たっての留意点】

- ア．単位は、トンキロ（ $t \times km$ ）又は人キロ（ $人 \times km$ ）とします。
- イ．算定に当たっては、自社輸送及び製品・サービスに伴う外注分（委託等）の輸送について、その輸送手段毎（自動車、船舶、鉄道、航空機等）に把握し、これを合算します。
- ウ．製品・サービスに伴う外注分（委託分）については、正確な把握、算定が困難ですが、可能な限りこれを把握することが望まれます。把握が難しい場合は、主要な製品についてのみ算定する、一定のシミュレーションモデル等により推計する等の方法をとっても良いと考えられます。
- エ．原材料、燃料等の購入に伴う輸送については、専用又はチャーター等の輸送手段により、他の一般貨物等と混載されないで納入される場合は、これを別途公表することが望まれます。
- オ．自社輸送と外注分の別、輸送手段毎の内訳等を公表することが望まれます。
- カ．共同輸送や帰り荷確保等による輸送効率（単位： $\% \{ [\text{輸送トンキロ} (t \times km)] / [\text{能力トンキロ} (t \times km)] \}$ ）又は $[\text{輸送人キロ} (人 \times km)] / [\text{能力人キロ} (人 \times km)]$ ）の向上も、 CO_2 や大気汚染物質の排出削減に資するものであり、併せて把握・公表することが適切です。

輸送に伴う CO_2 排出量及びその低減対策

【公表に当たっての留意点】

- ア．単位は、 $t - CO_2$ とします。
- イ． CO_2 の排出量は、「地球温暖化対策推進法施行令」に規定する範囲で、燃料の使用量を把握し、排出係数を用いて算定します。例えば、ガソリンの CO_2 排出係数は、 $2.31 (kgCO_2/l)$ を、軽油の CO_2 排出係数は、 $2.64 (kgCO_2/l)$ を用います。
- ウ．算定に当たっては、自社輸送及び原材料、製品・サービスについての外注分（委託等）の輸送について、その輸送手段毎（自動車、船舶、鉄道、航空機等）に CO_2 排出量を把握し、これを合算します（自社輸送分は、既述の「温室効果ガス排出量」と重複。）。
- エ．外注分（委託分）について把握が難しい場合は、主要な製品についてのみ算定する、一定のシミュレーションモデル等により推計する等の方法をとっても良いと考えられます。
- オ．原材料、燃料等の購入に伴う輸送については、専用又はチャーター等の輸送手段により、他の一般貨物等と混載されないで納入される場合は、これを別途、公表することが望まれます。
- カ．自社輸送と外注分（委託分）の別、輸送手段毎の内訳等を把握することが望まれます。

業態により重要となる記載内容

業態により重要となる記載内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	組織全体又は個別事業所の別
輸送に伴う NO_x 排出量及びその低減対策	主に自動車の排ガスを原因とする NO_x の大気汚染が、大都市圏を中心に住民の健康被害を引き起こすとして問題となっています。	t	自社輸送分及び外注分の内訳、輸送手段（自動車、船舶等）の内訳を公表します。	運輸、流通組織全体をはじめと個人事業所する全業態	組織全体 個別事業所

低公害車、低燃費車の導入台数又は比率及びその増大対策	CO ₂ やNO _x 等の有害物質の排出抑制に貢献します。	台、%	排出ガス性能の良い車（低公害車等排出ガス技術指針（環境省）に適合する車両）及び燃費性能の良い車（省エネ法判断基準に適合する低燃費車）について公表します。	運輸、流通組織全体をはじめと個別事業所する全業態	
----------------------------	---	-----	--	--------------------------	--

7) ストック汚染、土地利用、その他の環境リスク等に係る環境負荷の状況及びその低減対策

事業エリア内での環境負荷について、ストック（蓄積）汚染、土地利用、その他の環境リスク等に係る環境負荷の状況及びその低減対策を記載します。

業態により重要となる記載内容

業態により重要となる記載内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	組織全体又は個別事業所の別
土壌・地下水汚染の状況及びその低減対策	工場敷地外への流出や、住宅地・学校・公園等への用途変更等により、人の健康や生活環境に支障を及ぼすおそれがあります。	状況、 箇所、 濃度 (mg/kg、 mg/l)		素材、 加工組立等	組織全体 個別事業所
自然地域の改変面積及びその縮小対策	自然地域の改変は、景観や生活環境の悪化、野生動植物種の減少・絶滅等を引き起こします。	ha、 内容	森林、草原、湿原、干潟、珊瑚礁、自然海（湖、河）岸や、自然公園等の保護区域の改変面積を算定します。	不動産等の建設発注者等	組織全体 個別事業所
緑化・植林、自然修復面積及びその拡大対策	緑化・植林、自然修復は、景観や生活環境の改善、野生動植物種の保存に貢献します。	ha		全業態	組織全体 個別事業所
事故件数及び内容（漏出物質名、状況、量等）	人の健康や生活環境に支障を及ぼすおそれがあります。	件、 物質名、 t		素材、 加工組立等	組織全体 個別事業所

有害物質保有量及びその低減対策	有害物質は、それを保有しているのみでは直ちに環境負荷は生じませんが、事故や漏出、揮発等により環境中へ放出されるリスクがあることから、保有量についても低減を図る必要があります。	t	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が対象とする化学物質について公表することを基本とします。	素材、加工組立等	組織全体 個別事業所
-----------------	---	---	--	----------	---------------

終章 ガイドラインの継続的改善に向けて

今回のガイドラインは、2000年度における検討成果をとりまとめたものです。環境報告書の内容に係る社会的なニーズや事業者の環境報告書の作成実態が常に発展し続けている現状を踏まえると、今後も、随時、本ガイドラインを改善していくことが必要と考えています。そのため、事業者の方々には、本ガイドラインに基づき実際に環境報告書を作成していただくとともに、環境報告書の読み手の側の方々も、本ガイドラインを参照して事業者の活動を評価していくことをお願いします。そして、その結果、本ガイドラインの問題点や課題等があれば随時意見を提出していただくことを期待しています。

このような試行とフィードバックのプロセスを経て、本ガイドラインの改訂を検討したいと考えています。

環境報告書ガイドライン資料編

1.	環境にやさしい企業行動調査結果	・・・1
2.	環境報告書に関する社会的な動き	・・・4
3.	第三者レビューの現状と課題	・・・10
4.	環境レポート大賞	・・・19
5.	環境報告書に関する情報入手先	・・・22
6.	環境活動評価プログラム概要	・・・24
7.	環境カウンセラー登録制度	・・・28
8.	環境報告書の作成手順の一例	・・・30

1. 環境にやさしい企業行動調査結果概要

環境省が実施している「環境にやさしい企業行動調査」*の平成11年度の結果によれば、環境に関するデータ、取組等の情報を、一般または一部の人に公開している企業は、上場企業で40.9%、非上場企業で25.8%でした(グラフ1参照)。これは、10年度の結果と比べると、上場企業で5.2ポイント増加しています。

情報の公開の方法には様々なものがあり、上記調査において情報を公開していると答えた企業(上場企業)に対して、その方法を質問した結果(複数回答)では、「会社のホームページ等のインターネット」が48.8%と最も多く、次いで、「環境に関するパンフレットや小冊子」が43.7%、「会社案内等のパンフレットの一部」が38.2%、「環境報告書」が37.3%、「有価証券報告書、営業報告書の一部に記載」が20.0%でした(グラフ2参照)。

上記の調査結果を総合すれば、環境報告書により情報公開している企業は、上場企業で15.3%(回答のあった1147社中175社)、非上場企業で5.9%(回答のあった1620社中95社)でした(グラフ3参照)。これは、10年度の結果と比べると、上場企業で4.3ポイント増加しています。さらに、調査実施時点(平成11年秋)以降にも、環境報告書を新たに発行する事業者が相次いでおり、環境報告書を作成する企業数及び割合はさらに急速に増加していると見られます。

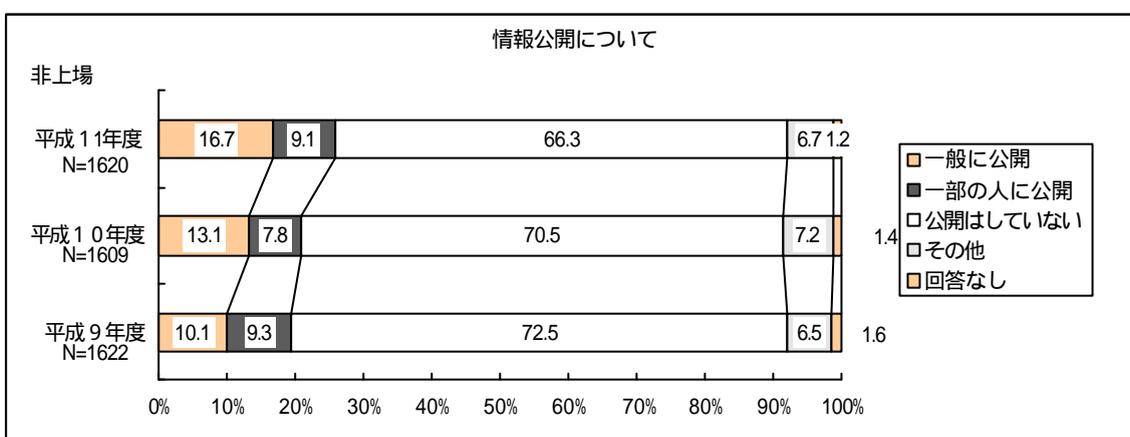
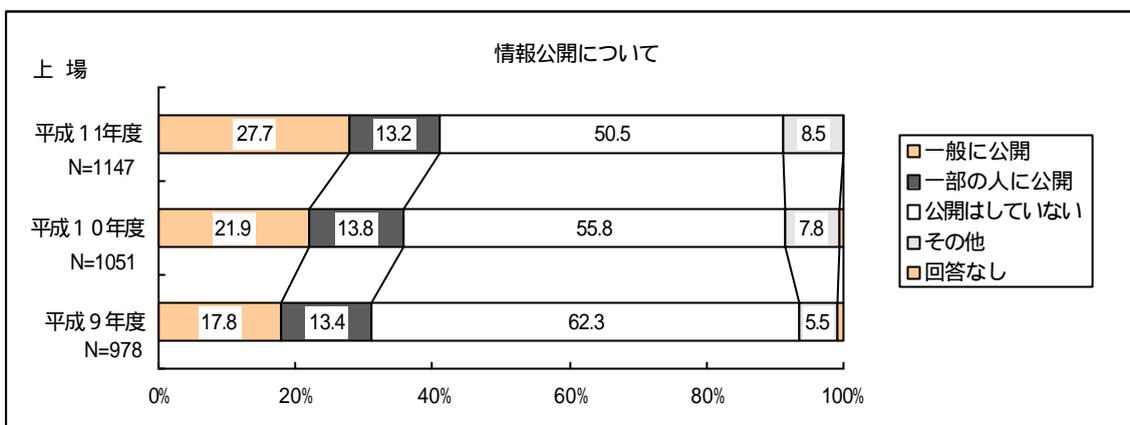
また、環境報告書を作成し、公表する目的としては、上記調査で、上場企業に対して情報公開の目的を質問した結果では(複数回答)「情報提供等の社会的責任」とする企業が最も多く71.9%であり、次いで「自社における環境に関する取組のPRのため」の69.9%、「利害関係者とのコミュニケーションのため」の62.0%、「社員等への環境に関する教育のため」の48.4%などとなっています(グラフ4参照)。

さらに、環境報告書の取組の広がりには、国際的な動きとなっています。UNEP(国連環境計画)とSustainAbility社(英国)が1997年に行った環境報告書のベンチマーク調査において、調査対象とされた100の環境報告書の構成を見ると、米国が19、英国が18、ドイツ及びスウェーデンがそれぞれ8、カナダ、ノルウェー及び日本がそれぞれ6、オランダ及び南アフリカが5などとなっていました。EUでは環境報告書の作成と検証を含む「環境マネジメント・監査制度(EMAS)」が実施されており、既に3000以上の事業所が参加しています。さらに、オランダ、デンマーク等では、環境報告書の作成を義務づける制度も設けられています。

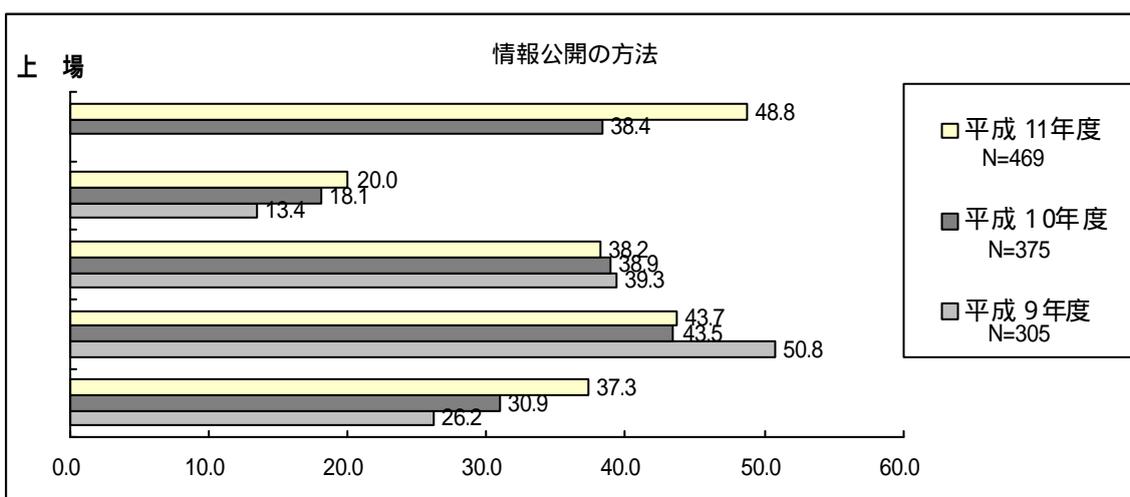
* 調査対象 : 東京、大阪、名古屋証券取引所1部及び2部上場企業2,441社、従業員500人以上の非上場企業3,855社。

有効回収率: 上場企業46.9%、非上場企業42.0%

グラフ1 環境情報の公開状況

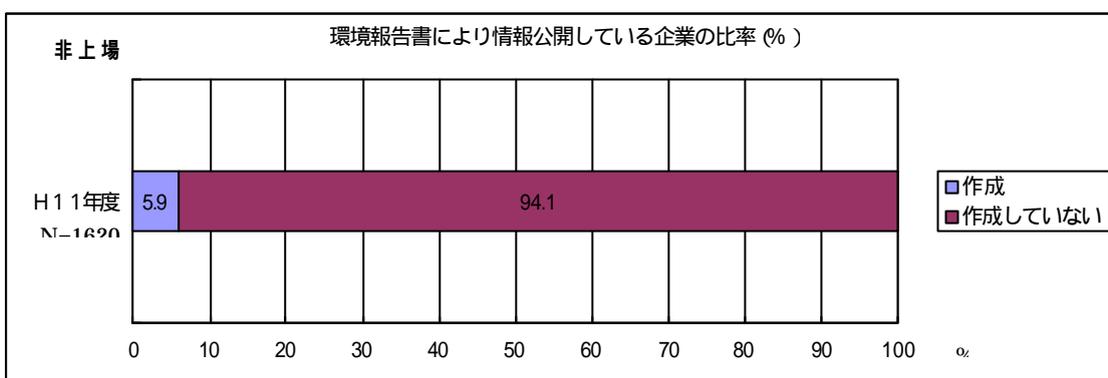
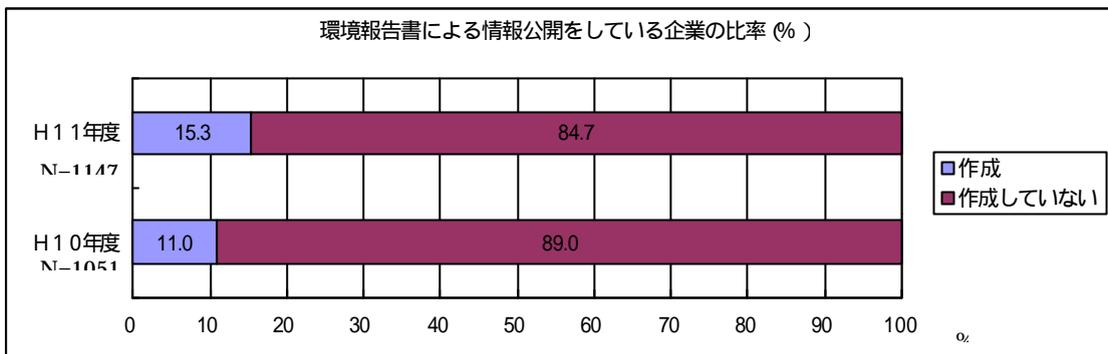


グラフ2 情報公開の方法 (上場)

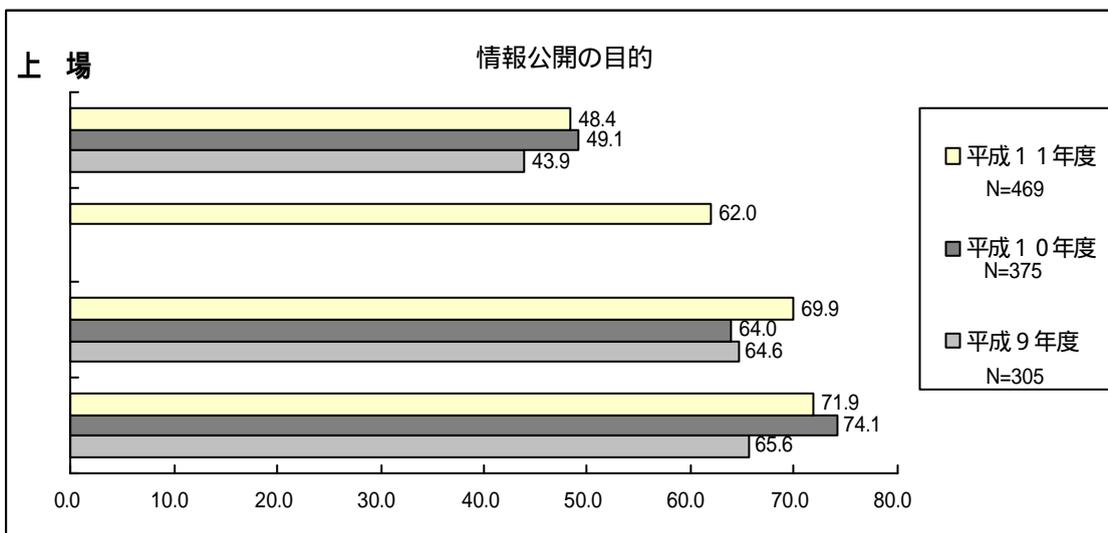


凡例： 環境報告書 環境に関するパンフレットや小冊子 会社案内等のパンフレットの一部 有価証券報告書、
 営業報告書の一部 会社のホームページ等のインターネット

グラフ3 環境報告書による情報公開の状況



グラフ4 環境報告書を作成する目的 (上場)



凡例： 情報提供等の社会的責任 自社における環境に関する取組のPR 利害関係者とのコミュニケーション
 社員等への環境に関する教育

2. 環境報告書に関する社会的動き（GRIガイドライン¹における、社会・経済パフォーマンスの報告²に関する手引き）

1) GRIとは

Global Reporting Initiative(GRI) は、多様な利害関係者の参加する、長期的な国際的取り組みで、全世界で適用可能な持続可能性報告のガイドラインを策定し、普及させることを使命としています。GRIがとりまとめたガイドラインは、組織の活動内容や製品、サービスの経済的、環境的、社会的側面について報告しようとする組織が自発的に用いるものです。

1997年の設立以来、GRIは持続可能性の相互に関連する各側面（経済的、環境的、社会的）を報告するための共通の枠組みを設計し、広く受け入れられるよう、努力をしてきました。このガイドラインは長期的にはあらゆる種類の組織に適用可能であることを意図していますが、GRIでは企業の報告を対象に、最初の開発作業を進めてきました。

2) GRIガイドラインの社会・経済的側面

GRIガイドラインでは、報告書には、環境面の他にも、以下の「経済的パフォーマンス」および「社会的パフォーマンス」に挙げた報告を含めなければならないとしています。これまでに十分な見直し、評価、検証のプロセスを経てきたGRIの環境面に関する指標（環境的指標）とは異なり、社会的指標・経済的指標は十分に開発されていません。GRIでは、これら社会・経済面での指標は、非政府組織の作業部会やいくつかの企業の報告書など、さまざまなものをもとに作成・提示しています。

GRIでは、報告者に対して、以下に挙げる指標とともに、別の社会的・経済的指標がパフォーマンスをより正確に伝える場合は、それら他の指標も使うことを奨励しています。

また、GRIガイドラインにおいては、報告者が経済的・社会的パフォーマンスに関する報告を行う際に、その背景（例：同業者や業界・地域・業種の平均との比較など）を説明するよう奨励しています。

GRIガイドラインの、報告書の記載内容の説明に関するパートにおいては、一般的な諸注意が喚起された後に、6個のセクション毎に報告内容を順に説明しています。それらの

¹ GRIガイドラインの著作権は、Global Reporting Initiative (GRI) が保有するものです。なお、GRIガイドラインの日本語訳は、GRIのホームページ（www.globalreporting.org）からPDF形式でダウンロードすることができます（無料）。GRIガイドライン日本語版の印刷物（日英両者掲載）を希望の場合は、送付先住所、宛名、電話番号、ファックス番号、必要冊数を記入の上、環境監査研究会までEメールで請求してください（送料込み¥2,000）。環境監査研究会のEメールアドレスは、（earg@mission.co.jp）です。

² この要約は、環境監査研究会監訳のGRIガイドライン日本語版から、社会的・経済的パフォーマンス指標に係る部分を中心に作成したものです。従いまして、省略や前後関係等の観点から、内容は必ずしもGlobal Reporting Initiativeの出版した原文の意図と一致しているとは限りません。GRIガイドラインに関する詳細情報はwww.globalreporting.orgを参照して下さい。

構成は下記のとおりです。

- ・ 最高経営責任者（CEO）の緒言
- ・ 報告組織の概要
- ・ 概要と主な指標
- ・ ビジョンと戦略
- ・ 方針、組織体制、マネジメントシステム
- ・ パフォーマンス

これらの中で、「パフォーマンス」の箇所においては、試行用のパフォーマンス指標が挙げられており、「環境パフォーマンス」、「経済的パフォーマンス」、「社会的パフォーマンス」、「統合パフォーマンス」の4つのサブセクションが示されています。以下はそのなかの、「経済的パフォーマンス」、「社会的パフォーマンス」に関する要約です。

経済的パフォーマンス

組織は、事業を営む中で、資源の利用や富の創造などを含め、経済に対してさまざまなやり方で影響を与えています。しかし、従来の財務の会計報告の方法では、このような影響を十分に把握し、開示することはされていません。したがって、組織が経済に及ぼす影響を全体的に把握するためには、追加の手段が必要です。これまで、企業の移転、閉鎖、投資といった一定の経済的影響を測定することは長い間行われてきましたが、持続可能性を報告するための報告書が経済的側面まで含めることはまれでした。

以下にGRIが提案する経済指標は、経済的パフォーマンスとその影響の主要部分を把握することをめざしています。GRIは、各報告者が、利害関係者との協議を踏まえ、これらの指標を使うよう、また他の指標で、組織の経済パフォーマンスをより正確に描くものがあればそれらの指標も使うよう奨励しています。GRIでは、報告者と報告書の利用者に対し、これら経済指標について、別の指標の提案も含め、フィードバックを募っています。

以下は経済的パフォーマンス指標として挙げられているものの引用です。

・ 利益

- 純益 / 収益 / 収入
- 税・利息前収益 (EBIT) (純売上高から、支払利息と所得税を除く経費を差し引いたもの)
- 粗利 (純売上高から販売した製品とサービスのコストを差し引いたもの)
- 平均使用資本収益率 (ROACE).

- 配当
 - 上記 5 項目の地理的分布
- **無形資産**
 - 時価資本総額の、「帳簿」価額に対する比率（無形資産を構成する帳簿価額の要素に注意）。
- **投資**
 - 人的資本（従業員の訓練、地域社会への教育啓発）
 - 研究開発
 - その他の資本投資
 - 負債・資本比率
- **賃金と手当**
 - 賃金合計。国別に記す。
 - 手当合計。国別に記す。
- **労働生産性**
 - 労働生産性のレベルと変化。職務カテゴリーごとに記す。
- **諸税**
 - すべての税当局に対し支払った税金額。
- **地域社会開発**
 - 雇用。種別・国別、絶対的变化および実質的变化。
 - フィランソロフィー / 慈善活動への寄付。
- **供給業者**
 - GRIガイドラインパートCの第5セクション中において、マネジメントシステムに係る指標として挙げられている、『供給業者の選定基準、アセスメント、トレーニング、監視を含む、サプライチェーン / 外部委託のためのプログラムと手順。適用範囲(たとえば国、事業所など)を付記する。』と例示された指標に関連して、そのプログラムと手順の経済的要素に関する供給業者のパフォーマンス。
 - 広く普及した国および国際的規格に不適合であった回数と種類。
 - 外部委託した業務の性質と場所。

- 外部委託した財とサービスの価値。
- 供給業者との契約を守る上での組織のパフォーマンス。支払い日の遵守を含む。

・製品とサービス

- 主な製品とサービスの使用に関連する主要な経済的問題と影響。可能ならば、それらの処分も含み、かつ、そのような影響の定性的・定量的推定値を含む。

社会的パフォーマンス

持続可能性の社会的側面は、組織の活動が社会に及ぼす影響をとらえるもので、従業員、顧客、地域社会、サプライチェーン、ビジネスパートナーなどが含まれます。社会的パフォーマンスは、組織が営業許可を確保するうえで重要な要素であり、組織が質の高い環境的・経済的パフォーマンスを実現する能力を支えるものです。社会的パフォーマンスを報告し向上させることは、評判を高め、利害関係者の信頼を増大し、機会の増大とコストの低下につながると、多くの利害関係者が考えています。

現在のところ、社会的パフォーマンスについて報告されることはまれであり、また組織ごとに一貫性を欠いた形で行われています。社会的パフォーマンスのある側面の測定については、一定レベルの合意があるものの、環境的パフォーマンスの測定ほど十分に開発されたものではありません。GRIは、報告者が利害関係者と協議して、以下に挙げる社会的指標を用いるよう、またそれ以外でも組織の社会的パフォーマンスをより正確に示せるものがあれば、そのような他の指標を用いるよう奨励しています。

以下は社会的パフォーマンス指標として挙げられているものの引用です。

職場

・マネジメントの質

- 従業員定着率
- 求人数に対する応募者数の比率
- 組織のビジョンについての従業員教育の証拠
- 経営の意思決定を形成するうえでの従業員参画の証拠
- 社内外の調査における、雇用主としての組織のランキング
- 仕事に対する満足度

・健康と安全

- 報告すべき事例（外部委託従業員も含む）

- 標準的な傷害率、労働喪失日数、欠勤率（外部委託従業員も含む）
- 疾病・傷害予防のための従業員一人あたり投資額

・賃金と手当

- 国の法定最低賃金に対する最低賃金の比率
- 地域の生活費に対する最低賃金の比率
- 従業員に付与される健康と年金の手当

・差別対策

- 上級経営幹部と上級・中間管理職における女性の割合
- 差別関連訴訟の頻度と種類
- 少数派に対する助言指導プログラム

・教育訓練

- 年間経常費に対する研修予算の比率
- 意思決定への従業員参加を促進するプログラム
- 従業員の平均教育年数の変化。研修プログラムに関する成果を盛り込む。

・児童労働

- 児童労働に関する法律を遵守していないことが検証された件数
- 児童労働の慣行についての第三者による認定と裁定

・強制労働

- 従業員からの記録された苦情件数
- 組織による供給業者に対する監査を通じて見出された件数

・組合結成の自由

- 設置されている、従業員公開討論の場と苦情取扱い手順。事業を行っている事業所や国の割合
- 反労働組合的慣行に関する訴訟の数と種類
- 労働組合のない事業所や子会社での組合結成に対する組織の反応

人権

・一般的に適用する指標

投資を行う際の、人権について審査の表明実施

組織慣行の体系的監視の証拠

人権侵害行為であると主張された件数と種類、および組織の立場と対応

・先住民の権利

- 先住民の居住地での意思決定に、先住民の代表が参画している証拠

抗議の回数と原因

・安全保障

- 安全保障と人権を、カントリーリスク・アセスメントと事業所計画に組み込んだ事例

- 治安部隊による活動の犠牲者への補償と機能回復

・供給業者

- GRIガイドラインパートCの第5セクション中において、マネジメントシステムに係る指標として挙げられている、『供給業者の選定基準、アセスメント、トレーニング、監視を含む、サプライチェーン/外部委託のためのプログラムと手順。適用範囲(たとえば国、事業所など)を付記する。』と例示された指標に関連して、そのプログラムと手順の社会的要素に関する供給業者のパフォーマンス。

- 広く普及している国および国際的規格に不適合であった件数と種類

- 労働条件に関する委託契約者の監視頻度(例:児童労働など)

・製品とサービス

- 主要な製品とサービスの使用に関連する主な社会問題と影響。可能ならば、そのような影響の定性的・定量的推定を含める。

- 顧客満足度

上記が、GRIガイドラインにおいて経済的及び社会的指標として例示されているものです。なお、GRIガイドラインの詳細につきましては、www.globalreporting.orgをご参照ください。

3. 第三者レビューの現状と課題

1) 環境報告書の信頼性の確保

環境報告書ガイドライン本編でも述べてきましたように、環境報告書は、ただ単に作成し、公表すればいいというものではありません。環境報告書を社会的な責任から作成・公表するに当たっても、環境コミュニケーションのツールとして活用していくに当たっても、その環境報告書が社会に受け入れられ、信頼されるものでなければならないと言えます。そういう意味で、環境報告書の信頼性をどのように確保していくのかは、どのような内容の環境報告書を作成・公表するかということと同様、大変重要です。

環境報告書ガイドライン第2章2節、「報告に当たっての原則」にありますように、環境報告書の「信頼性」を高めていくためには、

- ・記述内容に誤りのない、事実に基づいた正確なものであること
- ・当該事業者が行うべきと考えられる環境保全への取組や環境負荷の削減に関して必要かつ実質的な情報が記載され、網羅されていること
- ・環境報告書の受け手の判断や見解に影響を与える可能性がある情報や、社会的に議論となっている問題に関しては、偏見のない、中立的な記述を行うこと
- ・不確実な事実やデータ、将来の予想などについては、読者に誤解を与えない慎重な表現がなされていること

などに配慮することが必要です。

また、企業等が公表した環境報告書等の信頼性を高め、確保していくための手法は、ガイドライン本編の第2章3節にも記載してあるように多様であり、例えば、

- ・双方向のコミュニケーション手段の確保
- ・中立的に定められたガイドラインに則った作成
- ・厳格な内部管理の実施とその公表
- ・第三者レビュー

が考えられますが、これらの手法や仕組みのどれに、どのように取り組んで行くかは、事業者の業種、特性及び報告内容等に応じ、事業者自身が判断していくべきものといえます。

2) 第三者レビューの基本的な類型

以上に述べた4つの手法、仕組みの中で、ここ数年取り組む企業が増え、注目を集めているのが環境報告書等に対する第三者レビューであるといえます。(ここでは、第三者による監査、検証や、第三者意見表明等を一括して、便宜上、「第三者レビュー」と呼ぶことと

し、それぞれの用語の定義や、語句の持つ意味合いの違いについては、今後の議論を待つこととします。)

環境報告書について、その信頼性、網羅性等に関し中立的・独立的な第三者による検証や第三者意見表明等の第三者レビューを受けることにより、信頼性を高めることができます。欧米及び我が国の事業者において、このような第三者レビューの様々な取組の事例も増えつつあります。

現在行われている第三者レビューについては、環境報告に記載された「情報の正確性」の審査、環境報告の「報告内容の網羅性」の審査、実際に行われている「対策内容の適切性」の審査、及び法律等の順守状況の審査があります。

環境報告に記載された「情報の正確性」の審査

環境報告書に記載された環境情報等について、その正確性を審査し、保証するものです。現在、最も多くの取組事例があります。

審査対象	・環境報告書に記載された環境情報等
判断基準	・記載された情報が実態に照らして正確であること
審査方法	・環境情報の把握・集計システム（環境情報システム）のチェック ・記載された情報の正確性の確認（テストベース） ・関連資料のチェック ・現地でのインタビュー等（資料との整合性の確認）
審査人資質	・審査（特に情報に関する審査）の実務の知識・経験 ・対象となる業種の環境対策についての知識、経験
特徴、課題等	・記載された情報の正確性の確認なので、客観的な審査が可能と考えられる。 ・一方、記載された情報の正確性の保証だけでは、意義が小さいという意見がある。 ・用語や基準が整理されていないため、保証の程度等について誤解を与えるおそれがある。 ・問題のない情報だけ記載することにつながってしまうおそれがある。

環境報告の「報告内容の網羅性」の審査

環境報告書の報告内容について、環境保全上重要な事項が適切に盛り込まれているか等について審査し、保証するものです。

審査対象	・環境報告書の報告内容
判断基準	・環境報告書の共通的なガイドライン（この環境報告書ガイドラインやGRIガイドライン等を適宜活用） 環境に関する規制、指針等 事業者の特性と環境問題の現状に応じた重要な環境側面
審査方法	・環境情報システム及び環境マネジメントシステムのチェック ・上記の基準に照らした報告内容の包括性等のチェック ・関連資料のチェック ・現地でのインタビュー及び活動の実態のチェック
審査人資質	・審査の実務の知識、経験 ・対象となる業種・規模の事業活動の実情及び環境規制をはじめ環境問題の動向に関する豊富な知識、経験
特徴、課題等	・環境報告書の信頼性を確保する上での意義は大きいと考えられる。 ・様々な事業者に共通的な事項については共通的なガイドラインに照らした審査が可能だが、業種や事業者毎の特性を反映した審査をするには、拠り所となる明確な基準がないため、審査員に依存するところが大きくなってしまい、「保証」を行うような客観的な審査は難しいという意見がある。

実際に行われている「対策内容の適切性」の審査

環境報告書そのものの審査ではありませんが、実際に行われている環境対策の内容（環境パフォーマンス）について、その適切性を審査し、見解を第三者意見として表明するものです。

審査対象	・実際に行われている環境対策の内容
判断基準	・環境に関する規制、指針等（政府によるもの又は産業界による自主的なもの） ・事業者の特性と環境問題の現状に応じた重要な環境対策（同業他社との比較、前年度実績との比較等の活用も考えられる）
審査方法	・環境マネジメントシステムのチェック ・上記の基準に照らした環境パフォーマンスの評価 ・関連資料のチェック ・現地でのインタビューと取組状況のチェック
審査人資質	・審査の実務の知識、経験 ・対象となる業種・規模の事業活動の実情及び環境規制をはじめ環境問題

の動向に関する豊富な知識と経験

- 特徴、課題等
- ・環境パフォーマンスの水準について「保証」することは困難であり、第三者としての見解の表明にとどまると考えられる。
 - ・一方、このような審査により、取組のあり方について第三者から意見を
得ることの意義は大きいという意見もある。
 - ・第三者としての見解の表明を行うだけであれば、審査を行うのは誰でも
よく、特段の資質は必要ないという意見もある。

法律等の順守状況の審査

実際に行われている環境対策について、環境規制又はその他の要求事項（産業界の自主行動計画等）の遵守状況を審査し、確認するものです。

- 審査対象
- ・実際に行われている対策の環境規制又はその他の要求事項への適合状況
- 判断基準
- ・環境に関する規制、指針等（政府によるもの又は産業界による自主的なもの）
- 審査方法
- ・環境マネジメントシステムのチェック
 - ・上記の判断基準への適合状況のチェック
 - ・関連資料のチェック
 - ・現地でのインタビュー及び取組状況のチェック
- 審査人資質
- ・審査の実務の知識、経験
 - ・対象となる事業活動及び環境規制など環境問題の動向に関する知識、経験
- 特徴、課題等
- ・規制については、本来、地方自治体等により監視が行われており、不必要であるとの意見もある。
 - ・一方、利害関係者は規制等の適合状況に関心があり、意義があるとの意見もある。

注) 及び は、環境報告書そのものの審査ではありませんが、 や と組み合わせて、これらの要素を含んだ審査が同時に行われ、その結果が第三者意見として環境報告書に掲載されることが多いこと等から、同種の取り組みとして整理しました。

3) 我が国における第三者レビューの状況

我が国においては、1995年頃から様々な第三者レビューの取組事例が出てきています。主な例として、以下のようなものがあります。なお、我が国での第三者レビューの事

例（平成11年調査結果）を後述の表に取りまとめてあります。

生活協同組合における環境監査委員会監査

1993年頃より、生活協同組合において、外部の学識経験者及び組合員代表からなる「環境監査委員会」が監査を行うという独自の制度が実施されています。監査に当たって、環境への取組の状況、目標の達成状況、次年度の目標等の環境パフォーマンスを監査しており、監査委員会での質疑を通して環境報告書の改善が図られています。なお、データの正確性の監査は行われていません。

環境報告書には、監査結果を取りまとめた詳細な「環境監査所見」とこれを受けた経営層の「改善の方向性についてのコミットメント」が記載されています。

学識経験者等からなる委員会における全般的な意見聴取

1993年より、電力会社において、外部の学識経験者等からなる委員会において、環境保全の取組全般及び環境報告書全般について意見を得て、その結果を環境報告書に掲載するという取組が行われています。

学識経験者等による環境パフォーマンスに関する第三者意見

1996年より、流通業の企業において、学識経験者及び環境問題の専門家等が個人として環境パフォーマンスについて評価するという取組が始められています。評価の視点は、目標の達成状況、取組の実施状況、次年度の目標といった環境パフォーマンスであり、環境報告書そのものを直接監査するものではありませんが、環境報告書には監査結果を取りまとめた詳細な「環境監査所見」が掲載されています。

会計監査法人等による第三者意見書

1998年秋から、会計監査法人又はその子会社が環境報告書に記載された情報の正確性等を検証する取組が、複数の企業において実施されています。審査は、公認会計士、ISO審査員、環境計量士等がチームを組んで実施している場合が多く、情報の収集過程と集計方法、及びその内容についてチェックしています。

環境報告書に掲載する第三者意見では、情報の集計等については「適切に集計」、「合理的に把握、集計」等の評価をしており、掲載情報そのものについては、「根拠資料と矛盾していない」、「関連資料と整合」等の評価をしており、これを「意見」としているのが一般的です。

また、日本公認会計士協会では、「環境報告書保証業務指針（試案）」（案）を平成12年7月に公表し、平成12年12月末まで一般からの意見を広く募集していました（この公開草案はJICPA ジャーナル平成12年10月号（9月15日発行）に掲載してあります）。この公開草案は、企業等が作成する環境報告書に記載されている環境情報に対する信頼性の保証を付与する業務について、そのガイドラインを示すものの試案としてとりまとめられたものです。

日本公認会計士協会のガイドライン(試案)では、保証業務の指針を 一般指針、 実施指針、 報告指針の 3 部構成としています。それらの中で、 一般指針では 保証付与人、 結論の表明、 保証水準についての合意、 独立性、 正当な注意、 適切な品質管理、 機密保持について、 実施指針では 証拠収集、 合理的基礎、 適切な計画に基づく実施、 適用すべき手続、 実施時期、 及び試査の範囲の決定、 他の専門家の利用について、 報告指針では、 意見表明、 高い水準の保証に係る結論、 中位の水準の保証に係る結論、 合意された手続、 後発事象について、それぞれ現在検討がなされています。

複合的な取組

1999年秋には、食品メーカーにおいて、上記（環境問題の専門家による環境パフォーマンスに関する第三者意見）と（会計監査法人等による第三者意見）とを同時に実施する取組が始められました。なお、このうちと併せて、GRI ガイドラインに照らした環境報告書の網羅性に関する評価が行われています。

4) 今後の課題

第三者レビューについて、上述のようにいくつかの類型と状況をみてきましたが、全体を通じて、次のような課題が残されています。

審査の意義・内容や保証の程度についての期待の差異

第三者レビューに関する用語は定義がなされていないのが現状であり、第三者意見における用語も定まっておらず、その受け取り方も人により様々です。

また、第三者レビューの手法や範囲については、会計監査のような明確な基準は確立されておらず、報告の作成者と審査を行う機関等との間の契約によって決まることとなります。このため、これらの者の意向により、手法や範囲が異なることとなります。

このため、第三者レビューの意義、内容や保証の程度については、様々な場合があるにも関わらず、その違いが環境報告書の読者には分からず、誤解を与えるおそれもあります。

現時点ではまず、第三者レビューの目的や手法について第三者意見表明の中で明示的に

説明することが必要と考えられます。また、審査を行う機関において、それぞれが審査を実施する際の基準を公開することも期待されます。そして、今後、審査の手法（複数のオプションが有り得る）について共通的な考え方を形成していくとともに、関連する用語について整理、定義を行っていくことが必要と考えられます。

なお、日本公認会計士協会による「環境報告書保証業務指針（試案）」（案）においては、保証の水準を「高い水準の保証」と「中位の水準の保証」の2つにわけて議論がなされています。それぞれの結論の報告指針では、「環境報告書に対する高い（中位の）水準の保証を提供する業務に係る結論の表明の場合には、その旨及びその理由を明瞭に記載しなければならない」としています。なお、同試案においては、「高い水準の結論」は、「保証付与人が質的・量的に広範囲な手続を実施したときに、保証付与人から付与される結論」、「中位の水準の結論」は、「保証付与人が質的・量的に中程度の手続を実施したときに、保証付与人から付与される結論」と定義されています。

コストとベネフィット

第三者レビューには、環境報告書等の信頼性を向上させるというベネフィットがある一方、作成者には追加的なコストがかかることとなります。これらのコストとベネフィットがバランスのとれたものとならなければ、取組が広がることは期待できず、また、作成者に不適切な負担を強いるおそれもあります。

第三者レビューを適切に実施していくには、目的から見て必要十分で、不要なコストのかからない、合理的な手法と実施体制が整えられていくことが重要であると言えます。

審査実施者の資質

環境報告書の第三者レビューを実施するには、上記のように、審査（特に情報に係る審査）の実務、環境問題（特に環境パフォーマンス）に関する知識、対象業種の環境対策に関する十分な知識等が必要と考えられますが、我が国では、こうした資質を保証する資格はなく、現状では、環境問題の有識者が個人として、又は公認会計士、ISO 環境審査員、環境計量士が便宜的に審査を行う例が多いと言えます。

こうした中で、審査を行った者がどこまでの責任を負うのかについても、考え方が明確化されていません。

信頼性の高い第三者レビューを実現していくに当たっては、第三者レビューを実施する者の一定の資質を確保するための何らかの仕組みが検討される必要があると考えられます。

審査の対象

環境報告書に環境会計を含めるケースが増えつつあり、今後は環境会計の審査も、環境報告書の審査に含まれてくることが考えられます。また、環境報告が企業全体の年次報告の中で行われる事例も出てくると想定されます。このような幅広い環境報告の審査についても、今後、検討していくことが必要であると考えられます。

さらには第三者レビューも含めた環境報告の促進方策と、その前段階における環境マネジメントシステムの構築や実際の環境への取組等との、有機的な結合・連携の確保を考えていくことも重要です。

5) まとめ

環境報告書の信頼性の確保に向けた仕組みについては、双方向のコミュニケーション手段の確保等、様々な手法の選択肢がありえます。その中で、最近、第三者レビューが注目されており、取組事例が増えています。

こうした取組は信頼性を確保するための積極的な試みとして評価されます。しかし、検証等に当たっての基準やガイドライン、さらには第三者レビューを行う組織や人の資質などが曖昧なままで、安易にこのような取組が広がっていくと、かえって社会的な信頼を失っていくおそれもあります。

環境省では、第三者レビューの取組は環境報告書の信頼性を高めていくための重要な手法の一つであると認識しており、今後、この効果と課題等を検討していく予定です。

参考．我が国における第三者レビューの事例（平成11年調査結果）

（取組開始の順）

項目	実施企業名等	各地域の生活協同組合	東京電力、中部電力	イトーヨーカ堂、ジャスコ、マイカル、サンクス	トヨタ自動車、東京ガス、大成建設、帝人、環境管理センター	富士通	キリンビール
審査の対象	社会的にみた環境パフォーマンスの適切性、EMSの構築状況、環境報告書の適切性	環境報告書及び環境保全の取組全般の適切性	社会的にみた環境パフォーマンスの適切性、EMSの構築状況	環境報告書に記載された情報の正確性等	環境報告書に記載した環境会計実績の正確性	環境報告書に記載された情報の正確性、網羅性及び社会的にみた環境パフォーマンスの適切性	
基準					同社の環境会計ガイドライン	網羅性についてはGRI公開草案、環境パフォーマンスについては同業他社との比較等	
審査の方法	書類審査、現地審査及び監査委員会での質疑	懇談会の開催、現地視察	書類審査、現地審査及び関係者インタビュー	書類審査、現地審査及び関係者インタビュー	書類審査、現地審査及び関係者インタビュー	書類審査、現地審査及び関係者インタビュー	
審査人等（資格等）	環境問題専門家、学識経験者及び組合員からなる監査委員会	学識経験者等からなる懇談会	学識経験者または環境問題専門家	環境計量士、ISO環境審査員及び公認会計士のチーム	環境計量士、ISO環境審査員及び公認会計士のチーム	正確性については環境計量士、ISO環境審査員及び公認会計士のチーム、これ以外については環境問題専門家がその役割を担った	
審査組織等	上記による環境監査委員会	上記による環境懇話（顧問）会	なし（個人の資格で実施または環境問題のシンクタンク）	会計監査法人または会計監査法人の子会社	会計監査法人の子会社	正確性については会計監査法人、これ以外については環境問題のシンクタンク	
第三者意見の状況	環境への取り組み状況の評価、改善点の指摘等を記した長文形式の第三者意見書を環境監査所見として記載	企業側が懇談会の意見を要約して環境報告書に掲載	環境への取組状況の評価、改善点の指摘等を記した長文形式の第三者意見書	審査の目的、手続き及び結論（結果）を記した短文形式の第三者意見書	審査の目的、手続き及び結論（結果）を記した短文形式の第三者意見書	正確性については審査目的、手続き及び結論を記した短文形式の第三者意見書、これ以外については、環境への取組状況の評価、改善点の指摘等を記した長文形式の第三者意見書	
環境報告書における第三者意見に関する記述	環境監査委員会人の位置付けを記述、監査意見に対する回答も掲載	「環境報告書及び環境施策全般についてご意見を賜る」と記載	環境監査人の位置付けを記載（ある企業では「社会的な視点からより客観的で公正な立場で活動をチェックし、適切な助言を行う」と記載）	環境報告書の中では、特に企業側からの記述はない	環境報告書の中で「認証を取得」と表現	環境報告書の中で「外部機関の監査を受け、信頼性と透明性の確保に努めました」と記載	

注）「正確性」、「網羅性」、「適切性」等の用語の使用は、「環境報告の促進方策に関する検討会報告書」における用語の整理に合わせており、個々の取組における用語とは異なっています。例えば、トヨタ自動車、富士通、キリンビール等の例では、「正確性」ではなく「信頼性」という用語が用いられています。

4 . 環境レポート大賞

1) 環境レポート大賞の趣旨

近年、企業が事業活動に伴って発生する環境負荷の実態や、環境への自主的な取組に関する情報をとりまとめて社会に公表し、消費者、地域住民、行政、投資家等の利害関係者との相互理解を深め、認識を共有していく環境コミュニケーションが非常に重要になっています。そして、その有力な手段として企業等が発行する「環境報告書」が注目され、環境報告書を作成し公表する企業等が最近急速に増えています。

このような状況のなか、(財)地球・人間環境フォーラム及び(社)全国環境保全推進連合会の共催(環境省等が後援)による「環境レポート大賞」は、優れた環境報告書等を表彰することによって、事業者の環境情報の開示と環境コミュニケーションを促進し、事業者の自主的な環境保全に対する取組を促すことを目的に実施されており、平成12年度には、第4回環境レポート大賞が実施されました。

2) 環境レポート大賞の応募対象(平成12年度)

選考対象は事業者等が作成する「環境報告書」及び「環境活動評価プログラム-エコアクション 21-(本ガイドライン本編の第1章4及び後述の資料編6を参照)」に基づく環境行動計画等で、地方公共団体や学校等が作成するものも対象に含みました。また、工場・事業場等が作成するものや、過去に受賞した事業者等が作成するものも対象としました。

3) 環境レポート大賞の選考基準(平成12年度)

選考審査は学識経験者等からなる審査委員会において行われ、選考基準は環境報告書部門では、環境報告書に期待される基本的な要素(例:経営責任者の緒言、会社概要等)が適切に盛り込まれていること、適切な指標の活用をはじめ、事業の特性に応じて内容を充実するなど(例:不利な情報、サイトに関する情報、環境会計等)、活動に関わる重要な環境側面の状況が適切に記述されていること、経営層のコミットメントや適切な目標の設定・管理などにより、取り組みの進展につながるものとなっていること、分かりやすい表現や信頼性を高める工夫など、コミュニケーションツールとしての有効性を高める工夫がなされていること、以上のほか、独自の創意工夫により特に優れた点があるものや先導的な試みとして評価されるものであること、等でした。環境行動計画部門の選考基準は、事業の特性に応じた環境への負荷や取り組みの現状が適切に把握されていること、現状を踏まえて積極的な取り組みが打ち出されており、より高度な取り組みへの発展の可能性が見られること、等でした。

4) 環境レポート大賞の結果(平成12年度)

上記の基準に沿って審査がされた後、環境報告書部門では、最も優れた環境報告書に大賞(環境庁長官賞)、大賞に次いで優れた環境報告書に優秀賞(地球・人間環境フォーラム理事長賞)(業種、規模等の違いが考慮されます)、規模の大きくない事業者、又は取り組みを始めて間もない事業者の環境報告書であって、工夫や努力が認められるものに奨励賞が贈られました。環境行動計画部門では、最も優れた環境行動計画(環境庁長官賞)、大賞に次いで優れた環境行動計画に優秀賞(全国環境保全推進連合会会長賞)が贈られました。

第4回環境レポート大賞では、環境報告書部門の応募作品136点、環境行動計画部門の応募作品24点について審査が行われた結果、環境報告書部門では、大賞1点、優秀賞8点、奨励賞5点が、環境行動計画部門では、大賞1点、優秀賞2点が選考されました。

受賞作品は以下のとおりです。

第4回環境レポート大賞(平成12年度)受賞作品

環境報告書部門

[大賞(環境庁長官賞)] 1点

事業所名	作品名	業種	連絡先
松下電器産業(株)	松下電器グループ 2000 年度環境報告書	電気機器	TEL(06)6909-5577 http://www.matsushita.co.jp/

[優秀賞(地球・人間環境フォーラム理事長賞)] 8点

事業所名	作品名	業種	連絡先
キリンビール(株)	2000年版キリンビール環境報告書	食品	TEL(03)5540-3599 http://www.kirin.co.jp/
(株)西友	西友環境活動報告 2000	流通	TEL(03)3598-7707 http://www.seiyu.co.jp/
ソニー栃木(株)	2000年度環境レポート	電気機器	TEL(0285)47-2111
東京ガス(株)	東京ガス環境報告書 2000	電力・ガス	TEL(03)5400-7669 http://www.tokyo-gas.co.jp/env/
トヨタ自動車(株)	環境報告書 2000	自動車	TEL(03)5800-7274 http://www.toyota.co.jp/envrep00
日本電気(株)	NEC 環境アニュアルレポート 2000	電気機器	TEL(03)3798-6617 http://www.nec.co.jp/kan
(株)日立製作所	環境報告書 2000 日立グループ	電気機器	TEL(03)3258-1111 http://www.hitachi.co.jp
(株)リコー	リコーグループ環境報告書 2000	電気機器	TEL(03)5411-4404 http://www.rioh.co.jp/ecology

[奨励賞] 5点

事業所名	作品名	業種	連絡先
仙台市	リーディングエコプランせんだい（仙台市環境率先行動計画）の平成11年度実績に係る環境報告書	自治体	TEL(022)214-8219 http://www.city.sendai.jp/
株東芝 研究開発センター	東芝 研究開発センター 環境サステナビリティ報告書 2000	電気機器	TEL(044)549-2056 http://www.toshiba.co.jp/rdc/
株ピクルスコーポレーション	ピクルスコーポレーション 環境報告書・2000	食品	TEL(042)998-7771 http://www.pickles.co.jp/
安田火災海上保険(株)	環境・社会貢献レポート 2000	金融・保険	TEL(03)3349-9260 http://www.yasuda.co.jp/
山口日本電気(株)	NEC 山口 環境報告書 2000 (NEC 山口 かんきょう報告書 2000 年版小学校高学年むけ)	電気機器	TEL(0836)67-2544

環境行動計画部門

[大賞（環境庁長官賞）] 1点

事業所名	作品名	業種	連絡先
松林工業薬品(株)	環境行動計画書	化学	TEL(054)285-0111

[優秀賞（全国環境保全推進連合会会長賞）] 2点

事業所名	作品名	業種	連絡先
梅林建設(株)	環境行動計画書 平成12年度	建設	TEL(097)534-4151
太閤山観光(株)太閤山カントリークラブ	環境行動計画書(平成12年度)	サービス	TEL(0766)56-1200

5 . 環境報告書に関する情報入手先

1) 環境報告書に関連する各種ガイドラインの入手方法

「事業者の環境パフォーマンス指標 (2000 年度版)」

環境省ホームページからPDF形式でダウンロードすることができます。アドレスは、<http://www.env.go.jp> です。

「環境会計システムの導入のためのガイドライン (2000 年版)」

環境省ホームページからPDF形式でダウンロードすることができます。アドレスは、<http://www.env.go.jp/policy/kaikei/index-1.html> です。

及び の問い合わせ先： 環境省総合環境政策局環境経済課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2
Tel: 03-5521-8230 Fax: 03-3580-9568

「環境活動評価プログラム - エコアクション21 - 」

環境活動評価プログラムは、(社)全国環境保全推進連合会から入手することができます。返信用封筒(A4サイズが入る大きさ)に送付先を明記の上、300円分の切手を同封して同連合会までお送りください。その際、プログラム改訂版1部希望とお書きください。

問い合わせ先:(社)全国環境保全推進連合会
〒113-0033 東京都文京区本郷3 - 14 - 10 泰生ビル2F
TEL 03-5684-5730 FAX 03-5684-5739

「持続可能性報告のガイドライン(2000年6月版)」(GRIガイドライン)

GRIガイドラインの日本語訳は、GRIのホームページからPDF形式でダウンロードすることができます(無料)。アドレスは、www.globalreporting.org です。

GRIガイドライン日本語版の印刷物(日英両者掲載)を希望の場合は、送付先住所、宛名、電話番号、ファックス番号、必要冊数を記入の上、環境監査研究会までEメールで請求してください(送料込み¥2,000)。環境監査研究会のEメールアドレスは、earg@mission.co.jp です。

2) リンク集

以下に環境及び環境報告書に関する情報入手先の抜粋を記載します。なお、リンク先のURLは、平成13年2月時点のものです。

環境全般へのリンク

組織名	URL
環境省	http://www.env.go.jp
地球環境パートナーシッププラザ	http://www.geic.or.jp/geic/index.html
国立環境研究所	http://www.nies.go.jp/index-j.html
地球環境研究センター	http://www-cger.nies.go.jp/index-j.html
E I C ネット	http://www.eic.or.jp/
(財)地球環境戦略研究機関	http://www.iges.or.jp/
(社)全国環境保全推進連合会	http://www.naptec.or.jp/
環境監査研究会	http://www.apas.co.jp/earg/
グリーン購入ネットワーク	http://www.wnn.or.jp/wnn-eco/gpn/
国際連合環境計画 (U N E P)	http://www.unep.org/
国際標準化機構 (I S O)	http://www.iso.ch/

事業者の環境報告書へのリンク集

環境報告書ネットワーク	http://www.wnn.or.jp/wnn-eco/ner/
エコロジーシンフォニー	http://www.ecology.or.jp/index.html
環境 g o o	http://eco.goo.ne.jp/

環境報告書の表彰制度に関する情報入手先へのリンク

環境レポート大賞 ((財)地球・人間環境フォーラム、(社)全国環境保全推進連合会共催)	http://www.shonan.ne.jp/~gef20/gef/
環境報告書賞 (東洋経済新報社、グリーンリポーティング・フォーラム共催)	http://www.toyokeizai.co.jp/company/index.html
欧州環境報告書	http://www.acca.co.uk/soc_env.html

諸外国等における環境報告書に関する研究・事例へのリンク

A C C A (公認会計士勅許協会)	http://www.acca.co.uk/
C E R E S (環境重視経済連合会)	http://www.ceres.org/
E M A S	http://europa.eu.int/comm/environment/emas/index.htm
N R T E E (環境と経済のためのカナダ円卓会議)	http://www.nrtee-trnee.ca/
W B C S D (持続可能な開発のための世界ビジネス会議)	http://www.wbcsd.ch/
W R I (世界資源研究所)	http://www.wri.org/

6 . 環境活動評価プログラム (概要)

1) プログラムの目的

経営管理の一環として組織内の体制、手続き、監査等の環境マネジメントシステムを自ら構築した上で、環境への行動を展開する意思と能力のある企業や事業所等は、自己責任において環境管理の取組を進め、これを事業に内部化させていくことが必要です。しかし、我が国に存在する700万近い幅広い事業所(学校、病院等を含む。)の大多数は、環境活動への意欲はあったとしても、自らの事業活動と環境との関わりや行動の方法等についての情報が十分でなく、どこから始めていいのかがわからないというのが現状です。こうした幅広い事業者には環境保全の取組を広げていくには、より簡易な手法を提供することも重要であると言えます。ISO14000シリーズにおいても、環境マネジメントシステムを構築していない事業者においても有効な手法として、ISO14031(環境パフォーマンス評価)が発行されたところでもあります。

このような状況を踏まえ、環境省では、平成8年より、中小企業等の幅広い事業者に対して環境管理の簡易な手法を提供する目的で、「環境活動評価プログラム」の普及を実施しています。このプログラムは、そうした大多数の事業者(メーカーだけでなく建設業者、運送業者、商店、病院、学校、官公庁などあらゆる種類の事業者を念頭に置いています。)が、簡単な方法により、自主的に「環境との関わりに気づき、目標を持ち、行動する」という地球市民としての役割を果たし、具体的な環境活動が展開できるようにするための手法を提供するものです。その内容は、事業活動に伴う環境への負荷の簡易な把握の方法や、環境保全のために事業者から期待される具体的な取組のチェックリストを示し、自己チェックの結果を基とした計画づくりと取組の推進の手法を示すものです。

なお、環境庁では平成11年に検討会を設け、このプログラムの大幅な改訂を行いました。主な改訂のポイントは以下のとおりです。

ISO14031(環境パフォーマンス評価)との整合性の確保
環境政策の進展を踏まえた自己チェック方法の改訂

(1)化学物質対策

(2)地球温暖化対策

参加の方法・手続きの柔軟性の向上

普及方策の強化

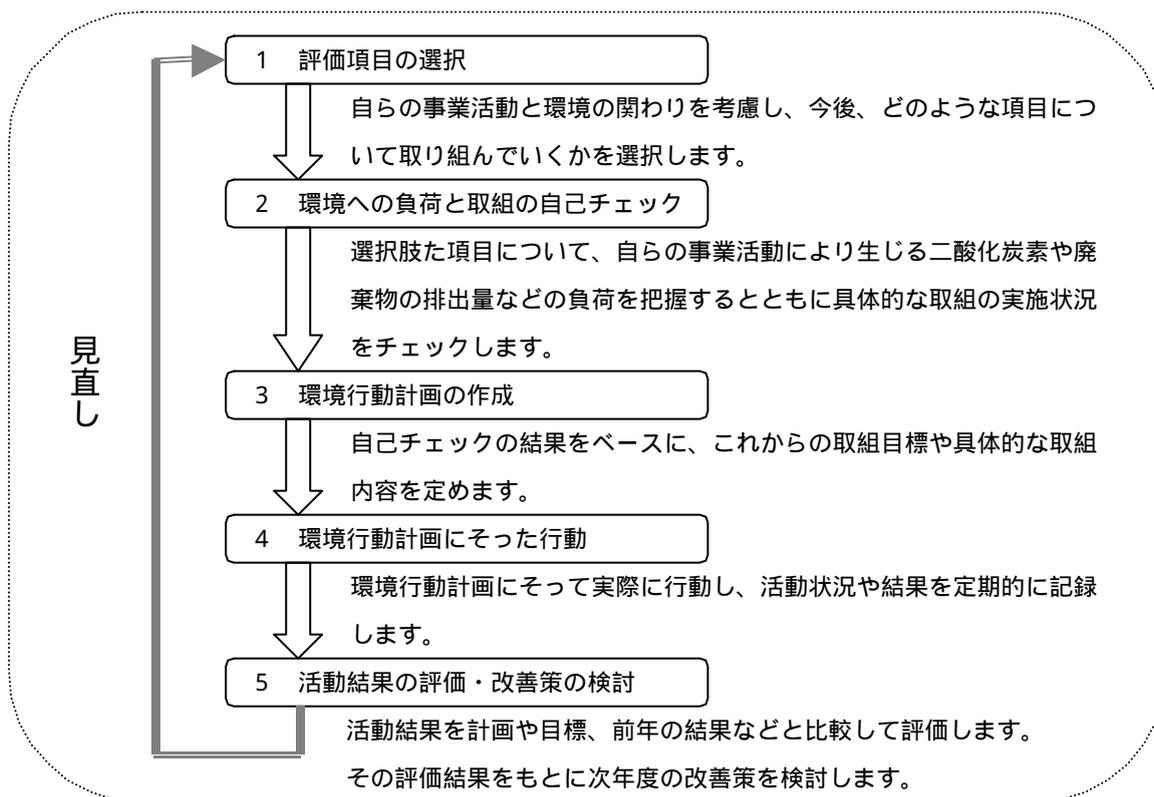
わかりやすさ、使いやすさの向上

以上のほか、事業者の目からみてわかりやすく、また使いやすくなるよう構造や表現方法の修正がなされました。

2) 環境活動評価プログラムの構成とその概要

環境活動評価プログラムの構成と各項目の概要は次のとおりです。

環境活動評価プログラム 実施フロー図



活動結果の評価と計画の見直しについては、後述のフローも参考にしてください。

3) 環境活動評価プログラムの実施体制

環境活動評価プログラムは、事業者の任意の参加によるもので、次の図のような仕組みにより運営されます。すなわち、環境省が「環境活動評価プログラム」を策定・改訂し、(社)全国環境保全推進連合会 (<http://www.napec.or.jp/index.html>) がとりまとめ事務局として参加事業者名をリスト化・公表し、それぞれの地域の事務局等を通じて事業者に環境活動評価プログラムの普及(助言・指導)を行い、プログラムに参加する事業者は、このプログラムに基づく活動を行います。また、プログラムに参加する事業者をサポートするため、事務局を中心に様々な団体が協力し、

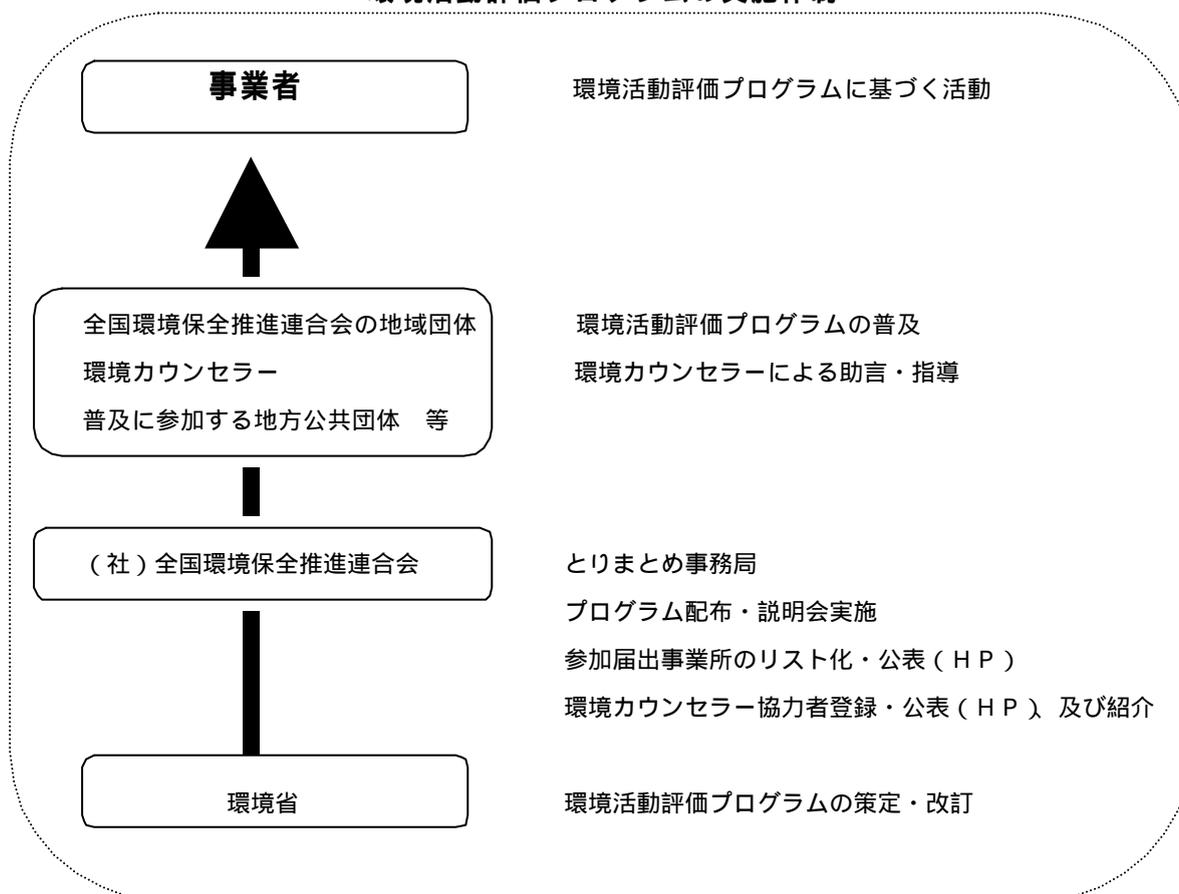
- ・プログラムへの参加の呼びかけ
- ・環境活動評価プログラムの配布、説明会の実施

- ・環境カウンセラーの斡旋
- ・環境活動に関する情報収集・提供

などの活動を行っています。

環境活動評価プログラムの実施体制をまとめると、下の図のようになります。

環境活動評価プログラムの実施体制



なお、プログラムへの参加の届出には2つのタイプがあり、

<タイプ > 計画を作成し、公表 計画書を添付して届出

<タイプ > 計画を作成 事業所名と主な取組を届出

のどちらかを選ぶことができます。

環境コミュニケーションを進める観点から、計画の公表を伴う<タイプ >の方法が望ましいと思われませんが、<タイプ >の参加も可能です。

一つの企業が複数の工場や店舗、営業所などを持っている場合は、それぞれの場所での環境への負荷を低減するという観点から、事業活動が行われている場所単位での参加が原則です。

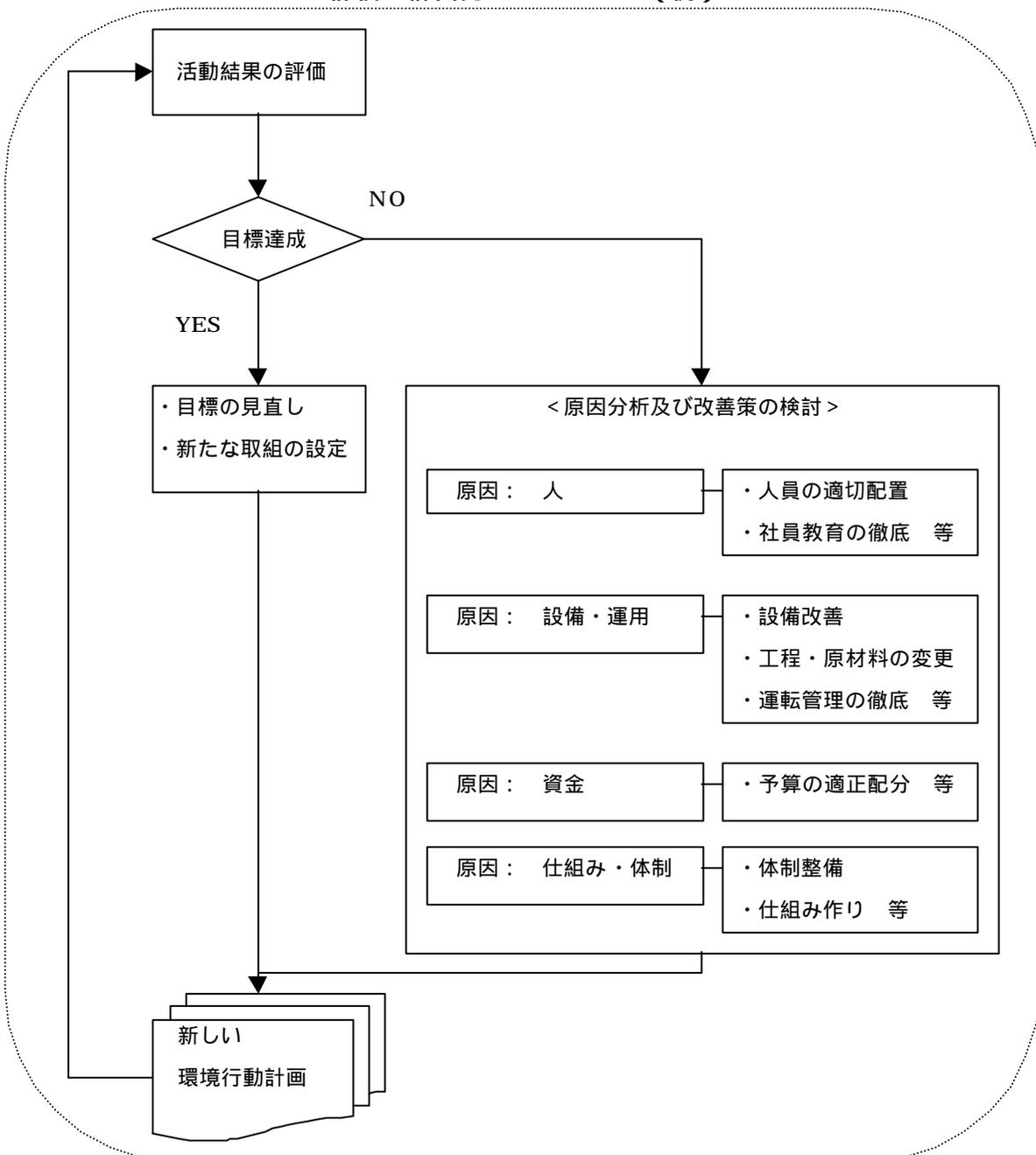
とりまとめ事務局である(社)全国環境保全推進連合会は、民間事業者による自主的な環境保全活動の推進を目的として、全国の都道府県・政令指定都市に設置されている地域

の環境保全団体の全国組織として 1995 年に設立されました。同連合会は地域団体の連合組織ですが、民間主導による環境保全活動を推進するためその趣旨に賛同する事業者等の参加も得ています。

4) 環境活動評価プログラムの見直し

プログラムに参加する事業者は、定期的にプログラムに沿って環境への負荷・環境活動の自己チェックを行い、活動結果の評価と、その評価に基づく計画の見直しをしていくことが必要です。その手順の一例は、以下のとおりです。

評価と計画見直しのフロー（例）



なお、「環境活動評価プログラム」の入手方法は、環境報告書ガイドライン資料編5・環境報告書に関する情報入手先、をご参照ください。

7. 環境カウンセラー登録制度

1) 環境カウンセラー登録制度の概要

環境カウンセラー登録制度は、環境庁が平成8年9月5日に告示した「環境カウンセラー登録制度実施規程」(平成8年環境庁告示第54号)に基づき創設された制度です。この制度は、環境保全活動に関する専門的な知識や豊富な経験を有する者として環境庁の実施する審査に合格した者を「環境カウンセラー」として事業者部門(事業者の取組についてアドバイスする部門)、市民部門(市民や市民団体の取組についてアドバイスする部門)に分けて登録を行い、当該登録簿を広く一般に活用してもらうことを目的としており、さらに環境カウンセラーを対象としてその資質の向上を図るため、研修も行われます。平成11年度の研修は、東京、大阪で開催され、計604名が参加しました。

2) 環境カウンセラーの主な活動内容

【事業者部門】

事業者からの環境保全の具体的な対策、環境活動評価プログラムなどに関する相談に対する助言

【市民部門】

市民、市民団体などからの環境問題、環境保全活動、組織運営等に関する相談・助言、環境学習講座の講師、環境関連事業などの企画・運営

3) 平成11年度環境カウンセラー登録制度の実施状況

平成11年度環境カウンセラー登録の申請の募集を平成11年9月に行い、812名(事業者部門に483名、市民部門に329名)の応募があり、書面審査による1次審査及び面接審査による2次審査の結果、環境庁は、平成12年4月11日、平成11年度登録の環境カウンセラー302名(事業者部門154名、市民部門148名)を登録し、その登録簿を公表しました。これにより、平成8、9、10年度登録の1,927名と合わせ、環境カウンセラーは、合計2,229名となりました。登録の有効期間は3年間で、環境省の実施する研修を修了すれば登録の更新を受けることができます。

なお、登録簿は市区町村を含む全国地方公共団体及び商工会議所等関係団体に広く配布

し、インターネット上(<http://www.eic.or.jp/eic/db/counselor.html>)でも公表するなど、一般市民や事業者等国民に幅広く活用してもらうこととなっています。登録簿には、登録者の氏名、生年月日、連絡先、専門分野、活動実績等を掲載してあります。

年度別の申請・登録状況

上段：申請者人数

下段：登録者人数

	市民部門	事業者部門	合計
平成 8 年度	631	912	1,543
	312	652	964
平成 9 年度	289	499	788
	174	328	502
平成 10 年度	299	467	766
	178	283	461
平成 11 年度	329	483	812
	148	154	302
合計	1,548	2,361	3,909
	812	1,417	2,229

4) 環境カウンセリングを受ける方法

環境省、全国の都道府県、市区町村等にある環境カウンセラー登録簿を閲覧するか、上記アドレス(<http://www.eic.or.jp/eic/db/counselor.html>)のインターネットホームページにアクセスし、登録されている環境カウンセラーの登録簿から条件にあったカウンセラーを探し、直接連絡先に申し込むシステムになっています。なお、地域毎の環境カウンセラーが自発的に集まった環境カウンセラー協会等が全国 28 地域で設立されています。

8 . 環境報告書の作成手順の一例

環境報告書を作成する場合の手順は、例えば、以下のようなものが考えられます。

